

第八十七回国
参議院内閣委員会會議録第八号

昭和五十四年五月二十二日(火曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

五月二十一日
辞任
塚田十一郎君
補欠選任
長谷川 信君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
松垣徳太郎君
岡田 広君
林 五君
山崎 昇君
向井 長年君
源田 実君
斎藤榮三郎君
西村 尚治君
長谷川 信君
林 寛子君
原 文兵衛君
堀江 正夫君
片岡 勝治君
野田 哲君
村田 秀三君
和泉 照雄君
黒柳 明君
山中 郁子君
森田 重郎君
秦 豊君

委員

国務大臣

国務大臣
(総務府総務長官)
三原 朝雄君

政府委員

国務大臣
(防衛庁長官)
山下 元利君

説明員

警備庁警備局公
安第二課長
宮内庁長官
法務大臣官房参
事官
外務省アメリカ
局外務参事官
通商産業省機械
情報産業局次長
自治省行政局振
興課長

事務局側

常任委員会専門
員
鈴木 源三君

清水 汪君
真田 秀夫君
味村 治君
大濱 忠志君
山本 悟君
塩田 章君
夏目 晴雄君
山崎 敏夫君
塚本 政雄君
伊達 宗起君
諸澤 正道君
岡村 健君
富田 朝彦君
吉野 衛君
北村 汎君
杉山 和男君
木村 仁君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○元号法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、塚田十一郎君が委員を辞任され、その補欠として長谷川信君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
元号法案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。
なお、その日時及び人選につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 元号法案を議題といたします。
前回に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず、防衛庁長官の日程があるそうですので協力する意味で、最初に防衛庁関係について質問を行いたいと思ふんです。

去る二月の十一日の日に、宮城県民ホールで、「建国記念日奉祝宮城県民大会」、このような集會が開かれていたわけですが、この集會に陸上自衛隊の東北方面総監の柏葉陸将、それから同じく東北方面の自衛隊の音楽隊がこれに協賛をし

て出席をしている。この「建国記念日奉祝宮城県民大会」というのは、これは主催者のパンフレットでも明らかなように、スローガンとして、「一世一元制の法制化を実現しよう」「自主憲法を制定しよう」、こういうスローガンが掲げられて、そして同趣旨の決議が採択をされている。柏葉陸将はこの「一世一元制の法制化を実現しよう」という大きなスローガンが掲げられているその前に着席をしている。そして音楽隊も部隊としてこれに参加をしている。自衛隊は、このような現在国会でも国民の間でも大きな論争になっている「一世一元制の法制化を実現しよう」という趣旨のスローガンを掲げた、きわめて政治性の強い、こういう趣旨を掲げた、現在の憲法を否定をすることが明らかになっている、こういう集會に、東北方面総監という自衛隊の最高の幹部の人が出席をし、しかも音楽隊が部隊としてこれに参加をしている。自衛隊の行動としてこういう行動が許されるんですか。

○国務大臣(山下元利君) 本年の二月十一日の建国記念の日に仙台におきまして第十三回建国記念日奉祝宮城県民大会が開催されましたことは御指摘のとおりでございます。そして大会は、県議會議長の方でございますが、その御案内状をいただきました。そして、建国記念日は国民の祝日であり、これを祝おうという大会に東北方面総監が出席いたしましたことは事実でございます。そしてまた、自衛隊の音楽隊がその主催者側から要請がございましたので、国民の皆様と親和を図るため有意義なものと判断いたしました。それは防衛庁の訓令に基づきまして出席いたしましたことも事実でございます。

ただ、総監が御案内状によりまして出席いたしましたのは、建国記念日を県民の皆様がお祝いに

なるという趣旨で出席いたしたわけでございますが、会場に出席いたしましたところ、ただいま御指摘のとおり大会スローガンが大会場に掲げられておったという事は、総監も出席いたしたした後、そのスローガンが掲げられていたことは、その後承知したと考えておるわけでございますが、そうした事実関係にございまして、この国民の祝日を祝う県民大会に出席いたしましたことは、これは私も申しましたような趣旨でございまして、これはしかるべきことであったと、かように考える次第でございます。

○野田哲君 しかるべきことであった、こういうふうにあなたはいまでも考えておられるんですか。明らかにこれは、出席をしたら会場の正面に、この写真でもはっきりしているように、「一世一元制の法制化を実現しよう」「自主憲法を制定しよう」、こういうスローガンが会場の正面に掲げられている。そして大会の次第の中には、スローガン、そして決議の予定、これらが全部掲げられている、こういう政治性の強い集会に出席しても、国民の祝日の行事であるから当然だ、こうおっしゃるんですか。

○国務大臣(山下元利君) 自衛官は政治的行為につきましても慎重にすべきことはもう当然でございます。総監もただ、御案内いただきました段階におきましては、国民の祝日を祝われる県民大会であるということで参加した次第でございますが、会場に参りますと、ただいま御指摘のようなスローガンが掲げられておりました。しかしながら、それにつきまして、その決議に積極的に参加したことはございせんし、ただ国民の祝日に出席したということにとどまったと思うわけでございます。

○野田哲君 国民の祝日に参加をしたということは、国民の祝日というのは別にそこに参加しなくても、祝日だから休むという、方法はいろんな方法があるわけであって、明らかにこれは自主憲法の制定、一世一元制の法制化、こういう内容をス

ローガンに掲げ、決議として行っているわけですよ。それは会場に行けば、その模様からしても、その性格がどういふものであるかということも、その場の状態を見ればわかるんだし、次第にも載せているわけでありまして、当然そういう政治的な性格を持った集会であれば、自衛官は政治的には中立性を要求されているわけじゃないですか。政治的行為には介入してはならないということになっているわけじゃないですか。決議に参加しなかつたから、こう言われたって、現にそこへ大臣席に座っている。そして音楽隊が協賛をしている。これは明らかに自衛隊が部隊として公式にこの行事に参加をしている、こういうことじゃないですか。それでもあなたは、この行為については国民の祝日の行事であるから当然だ、こうおっしゃるんですか。

○国務大臣(山下元利君) 御指摘のとおり、自衛官が政治的中立の立場を守り抜くことは当然でございます。今後ともこの点につきましては疑惑を招くことのないように十分指導してまいりたいと思っております。ただ、本年の二月十一日に県議会議員の御案内で国民の祝日を祝う県民大会に出席してほしいということがありましたときに、やはり総監といたしましてはその趣旨に従いまして出席いたしましたことは私は当然であると思う次第でございます。ただ、大会場におきまして御指摘のようなスローガンが掲げられたり、あるいは決議がされたことも事実でございます。私としては、ましては、その大会の性質につきましては御指摘のように考えますが、ただ、総監といたしましては、冒頭の趣旨がそのような趣旨で出席いたしまして、そしてまた、決議には積極的に参加したわけではございせん。また音楽隊も訓令に基づきまして国民と親和を図るために参ったわけでございまして、そうした大会スローガンの掲げられた趣旨に賛同することで演奏したわけでもございせん。したがって、その総監の出席、音楽隊の参加につきましては、今後とも政治的中立の立場を守るといふ点につきまして、疑惑を招かないように努力

いたしますけれども、ことしの出席につきましては、私は、そうしたいま申しました趣旨に従いまして、この総監の出席また音楽隊の参加は、これは当然であると思うわけでございしますが、ただ、大会場に入りまして、そういうスローガンが掲げられておるといふときに、やはりこれは決議に参加し積極的に参加いたしますれば、これは問題でございすけれども、あくまでも国民の祝日を祝うという立場において参列されたにとどまると思う次第でございます。

○野田哲君 政治的中立性を求められている自衛官であれば、会場に行つてそういうふうなスローガンが掲げられてあれば、そこで理由を述べて出席を断るべきではないですか。そうじゃないですか。

それでは重ねて伺いますが、現地で柏葉総監に幕僚長と、現地のこの行為に対して批判的な団体の代表の人たちとで一問一答がやられていることに記録があるわけでありまして、それによると、去年はこの建国日には音楽隊は出るなという中央からの指示が来た、そこで出なかつた、こういうふうな言われているわけですが、去年この集会に音楽隊は出るなという指示が中央から出されたのはどういふ理由でどういふ文書が出されているわけですか。

○政府委員(塩田章君) いま御指摘のように、建国記念日に限りませんが、そういったいろいろな行事に自衛隊の音楽隊が出る場合の基準といたしまして、政治的な行為等につきまして十分注意するようにということに確かにはいたしております。そういうことでございす。

○野田哲君 いまの官房長の答弁では、音楽隊はそういう政治的な行為については、政治的な集會等については十分その状況を勘案してやっていると、こういうことで、したがって、去年出るなという指示は、つまりそういう趣旨なんですね、政治的な性格を持ったものには出るな、こういうことですね。

○政府委員(塩田章君) そのとおりでございます。

て、具体的に何果のどの行事に出るなというふうな指示したわけではございせん。政治的な行為については配慮するようにという趣旨でございます。

○野田哲君 長官の先ほどの見解と大分違いますね。長官は国民との接融を深めるために国民の祝日である建国祭に出たんだと、こういうふうな言っておられます。しかし、そういう政治的な性格を持ったものには出ない、こういう中央からの指示があったということでは、去年は出ていない。現地でやはりこの昨年の二月十一日の建国記念日の集會は政治的な性格と判断をして出席を取りやめた、こう言っているわけですか。それのことしはなぜいま長官が言われたように出ていないという判断に立ったんですか。去年よりもことしの方がもっと政治的な色彩はこの集會は強くなつておりますよ。その点はいかがですか。

○国務大臣(山下元利君) 自衛隊員が政治的中立を守るべき立場にあることは、あらゆる場合を通じての大事なことでございすから、それはもう変わらないうことでございす。ただ、私が申しましたのは、この本年の大会に音楽隊が参加いたしましたのは、この防衛庁の広報活動に関する訓令の規定に従いまして、まあ国民との親和を図るため効果があると認められるときは出るという訓令に基づいて出たわけでございす。しかし、やはり政治的な中立を守るということは、これはもう当然のことでございます。私は十分わかまえておつたと思う次第でございます。何も政府委員の申しましたことと私の間において政治的中立を守るということにつきましては、いささかも食い違ひがあるわけではございせん。

○野田哲君 去年は政治的な集會には出るなという訓令があったから去年は出なかつた。それがこうともしは出ていない、出ても当然だ、これはどういふ意味なんですか。去年よりもことしの方がもっと政治的な性格は強くなつていふんです。去年出ないという判断したものが、ことしはなぜ出ていないという判断に立つんですか。

○国務大臣(山下元利君) どのようなお話し合いがあったかは、私は直接承知いたしませんけれども、去年はいけなくってことはいいいという指示をいたしたことはございません。あくまで去年もことしも同じく、これはもう指示いたすまでもございませぬ、政治的中立を守らねばならぬことは当然でございます。それで本年は、要するに大会の委員長が県会議長さんであつて、それで国民の祝日を祝う県民大会である、それに対しては訓令に基づきまして親和を図る意味において意義のあることと思つて参加いたしましたし、総監もお祝いのために出席いたしましたわけでございますが、大会場に参りますとスローガンが掲げられておつたというわけでございまして、その点につきましては先ほど来申し上げておつた通りでございますが、決して積極的に政治的行爲に参加したわけではなく、あくまでこの祝日を祝う大会をお祝いし、また親和を図るために意義あることと思つて参加したというにとどまるわけでございまして、何も昨年と変わったわけではございません。しかしながら、今後ともあくまで政治的中立を守るといふことはもう大事な原則でございますので、国民の疑惑を招かないようにいたしたいと思つておる次第でございます。

○野田哲君 山下長官、詭弁を弄しちやいけなです。県会議長がこの行事の主催の代表であるから、県会議長として県会を代表して出ているというわけじゃないんです。県会議長というのは公務員でも特別公務員であつて政治的な行爲も許されてゐるわけなんだし、あるいは個人としての知事とか市長とかいうことであれば、これは真田長官の見解によると私人であれば許されるんだ、こういうふうになつてゐるわけなんです。しかし自衛隊ということになつて、しかもそれが音楽隊というところで部隊として参加をし、あるいは自衛隊を代表する総監という立場にある人が制服を着て参加をしてゐた。これは県会議長が参加することとはおのずから意味が違つたわけですよ、公務員の身分の關係から言つて。そうしてしかも決議に参

加してないと言つても壇上に、席に着いて、大会の来賓席に着いて、そして音楽隊というのは大会のアトラクションとして大きな役割りを果たしてゐるわけですよ。それが去年は中央からの訓令があつて政治的な集會には参加してない、取りやめた、ことは出る、これはどう考へたつて正当な理由はないじゃないですか。出ていいという積極的な理由がどこにあるんですか。あなたは、この行動については、一切自衛隊が参加したことについては何の落ち度もないと、違反もないと、こういうふうになつてゐるわけですか。

○国務大臣(山下元利君) 先ほど来繰り返して申し上げておりましたように、自衛隊員が政治的中立を守るべきことは当然でございます。そして、その政治的中立を守る立場において慎重に行動すべきことを昨年申したといたしますれば、それは昨年にどまらず本年にも、それこそ来年にもずっと続く、あくまで政治的中立というものは自衛隊員である限り守らねばならぬ原則でございます。本年二月十一日の国民の祝日に当たりまして、お話ございましたように、大会委員長は県会議長さんであられますが、あるいは県としても、また宮城県市長会、町村会も後援せられてゐるというふうな趣旨で御案内状も参つてゐるわけでございます。果して、県民を挙げての大会でございますから、やはり総監といたしましてももちろん政治的中立を守りながらこの自衛隊の職務に邁進いたしておるわけでございますけれども、やはり関係地方団体等との協力ということも不断に心がけてゐることでございますので、そういう形におきまして国民の祝日を祝うという大会に出席を要請されるときに、これは私は政治的意圖ということとは全然無關係に出席したと思つてございまして、その点は御理解願ひたいと思つてございまして、私も決して詭弁を申すつもりはございませんで、あくまでそうした趣旨で出席したと了解いたしております。したがひまして、もしその会場に出席いたしましたところが、そういう決議等が行われたときに積極的に参加いたしますと

するならば、これは決していい行為ではございません。しかしながら、ただ、あくまで国民の祝日を祝う県民大会に参加するという趣旨で出席しておつたと、このように私は理解するものでござい

ます。

○野田哲君 私は大会の主催者や大会の構成員、あるいは後援団体がどういふことであつたのか、あるいは国が祝日と決めている日の行事であるから、そういうことだけで済まされる問題ではないと思ふんです。大会の中で決議されたこと、スローガンに掲げられたこと、これが明らかに現行憲法を否定し、そしていま国会審議を通じて国民の中に大きな議論を呼び起してゐる一世一元制を実現しようというスローガンを掲げられてゐる。そういう性格を持った集會に公然と自衛隊が参加することが政治的な中立性を保つたことになるのかどうか、これを問題にしてゐるんです。どうなんですか、その点は。

○国務大臣(山下元利君) 先ほど来申し上げてゐるところです。御理解いただけるものと存じますが、もし総監が事前にそのような政治的な目的を持つ大会であり、あるいはそのような政治的な問題のこととして自衛隊員として慎重すべきであるとするならば、これはもうそのときはそうしかるべき判断をしておつたと思ひます。それで、音楽隊にいたしましても、これはあくまでも先ほど来申し上げてゐる通り、訓令に基づきまして、このお祝いの日に親和を図る意味において音楽隊が非常に喜ばれるものでございますから、お祝ひのために演奏したということは、これは私は御理解願ひれるものと思つてございしますが、ただ、その政治的中立につきまして私どもは絶えず注意いたしております。これはもう去年、ことしに限らないものでございますから、それはもう大原則でございますから、しかしそうしたときに、あら

その点につきましては、私どもとしてはこれは当然のことだと思ひます。

ただ、この政治的な中立を守るといふことは大事なことでございますので、従来ともそうでございますが、今後とも疑惑を招かないように慎重にすべきことは当然でございます。

○野田哲君 昨年は、中央の訓令で政治的な集會には出席してはいけないという訓令があるから昨年は取りやめたというふうになつてゐるわけですよ。昨年取りやめたということは、この集會は政治的な意味を持つてゐるということをや昨年すでに承知してゐたわけなんです。そういうやりとりになつてゐるわけですよ。それをことしあえて出席をしたということは、明らかに政治的な集會であるということを承知してゐるからこれに出席をした、こういうことじゃないですか。あなたが言われたように、知らなかつたから出てゐた、出てゐたならだまされた、こういうことではないと思ふんです。昨年取りやめたということ、明らかに政治的な中立性を損われる、こういうことから昨年は取りやめてゐるんじゃないですか。

○政府委員(塩田章君) いま、昨年何か訓令が出たようにお話ししてございますけれども、そういうこととございませぬで、いわゆる宗教的活動はいい、いわゆる政治的活動については配慮しなければいかぬということにつきまして従前から訓令は当然出ているわけでございますが、それにつきまして念を押したわけではございまして、いわゆる御指摘のような建国記念日の行事には出てはいけないというふうに指示したわけではございませぬ。

○野田哲君 中央からの指示は特定したものではないことではない。それはそれとおりだと思ふんですが、現地で幕僚長や総監が昨年の行事について判断をしたところ、その訓令があるからこれは取りやめた方がいい、こういうことで昨年は出席しなかつた、こう言つてゐるんです。それがことしは出席してもいいということにはなら

ないんじゃないですか。去年すでにこの集会は政治的なものであるから取りやめるということを判断しているんですよ。それがなぜことしは出席をしてもいいと、こういう判断が成り立つんですか。そこなんです、問題は。

○国務大臣(山下元利君) 自衛隊員が政治的中立を守らねばならぬということは、柏葉総監は十二分に承知をしていると思います。本年になりました、大会に出席するにつきまして、自分の判断でその原則を十分理解した人でありまして、国民の祝日を祝う国民大会の慶祝のために参加したと、このように私は承知をしておる次第でございます。

○野田哲君 国民の祝日の行事であればどういふ性格の集会であつても参加しても構わないと、こう言うんですか、あなたは。

○国務大臣(山下元利君) 政治的中立を守らねばならぬことは、私もいま重ねて申し上げている次第でございます。もしそれが事前にその政治的な集会であるというならば、当然自衛隊員である総監はその出席につきまして慎重な配慮をしたと思うわけでございます。

○野田哲君 そうすると、あなたの答弁によると、柏葉総監や音楽隊は現地の主催者にだまされて出席をした、こういうことですね。そういうスローガンが掲げられたり、そういう決議がなされるということを知らないで、何にも意味を知らないでだまされて出席をした。あなたの方では国民の祝日に招待されればどこへでもこのこ出かけて行くんですか。

○国務大臣(山下元利君) 御指摘もございまして、ただ、私は事実として申し上げておりますのは、国民の祝日を慶祝する大会に出席するようにという要請がありましたので出席いたしました。そしてそのようなことは、大会に出席後承知いたしました、このことはもうはっきりしていることでございますので、そのお受け取り方につきましてはお言葉もございましてけれども、私どもとしてはそのように考えておりませんが、あくま

で事実といたしまして、出席したところがそういうスローガンが掲げられておった。またその決議がなされた。しかしながら、総監並びに音楽隊はあくまでその慶祝の目的を持って出席したのでございまして、参加したのでございまして、その趣旨に従つておったというふうに考えるわけでございまして。

○野田哲君 政治的な中立性をよく承知をしてそれを守らうとする立場がとられるのであれば、会場に行けば柏葉総監は「一世一元の法制化を実現しよう」というスローガン、「自主憲法を制定しよう」というスローガン、そのスローガンの前に座っているんですから、着席する前にこういうスローガンがあれば、これは私は自衛官としては出席すべき大会ではありません、こういうことでそこで断つて退席をされるのが、これが政治的中立性を保ち、憲法を守る、こういう立場に立つた自衛官の処遇ではありませんか。いかがですか。

○国務大臣(山下元利君) ただいま御指摘のような行動も一つのとり得る行動であるかもしれせん。ただ、東北地方の自衛隊を統括する立場にある総監が、やはり関係町村会なり市長会等の後援のもとに行われている大会に出席いたしましたときに、またどう考えるかという問題はございまして、しかしあくまで政治的な中立を守るといふことは十分認識しておつたと思ひます。ただ、またそのときに、よくそういう大会にわれわれも御案内を受けまして、ずっと案内のとおり参りまして着席いたします。一々スローガンを見るという場合もございまして、ない場合もございまして。そういうことがございまして、一々入つていつてどうだこうだということも、これは私、自分の経験でいたしましてやっぱり、たとえば舞台へ参ります、照明が消えているが、どうぞお座りくださいといつて座らされる、それで座つておるといふ場合もあるわけでございまして。いろいろ状況は、これは決してわかりませんが、あくまで政治的中立といふことを守るといふことの趣旨には徹して

おつたと思ひます。ただ、重ねて申しておりますように、もし事前にこのことを承知しておつたならば、総監は当然慎重な配慮をしておつたと思ひますので、その点は御理解賜りたいと思ひます。重ねて申しますが、あくまで政治的中立を守るといふことは、われわれ自衛隊員として守るべき重大な眼目でございますので、今後とも十分慎重にいたしたいと、このように私は考えておる次第でございます。

○野田哲君 これは長官、総理は四月末の私の本会議の質問の中で、この問題を質問したことに対して、これはやはり非を認めておられますよ。あなたのような説弁は弄されてないですよ。非を認められておる。総理の見解とあなたの見解とは大分違いがある。これはいづれにしても一回あなたの見解と総理の見解について、両方あわせて私はたまたまなければいけない、こういうふうに思ひますので、この点はぜひ委員長、そういう機会を計らってもらいたいと思ひます。

○国務大臣(山下元利君) 大平総理といたしましては、ただいま御指摘の機会におきまして自衛官は公務員であるから、その行動は逸脱することのないよう心がけていくべきであるという御趣旨を申されております。全く私も、まさにその趣旨は当然一緒というところか、そのとおりでございまして、それで、決して総理と私の間において食い違ふものではございません。御理解賜りたいと思ひ次第でございます。

○野田哲君 そうすると、あなたも柏葉総監並びに音楽隊の行動については、いろいろあなたはいまそこであれこれあれこれ言われておるが、結果的に見れば、これはやはり政治的な中立性を侵したと、こういう認識をお持ちになるわけですか。

○国務大臣(山下元利君) 本年の建国記念の日に出席いたしました、参加いたしましたことは、私はあくまで祝日を慶祝する意味において出席いたしましたと理解いたしております。これは公務員としての立場、それから政治的中立を守る立場を逸脱してはおりないと思ひますが、しかし一般

的に言ひまして、自衛官は逸脱することのないように心がけるべきであるという総理のお考えはそのとおりでございます。

○野田哲君 一般的に言えば政治的な中立性を侵してはならない、具体的な例を挙げて言えば逸脱してはならない、これはどういうことなんですか。ちよつとあなたの見解には無理があるんじゃないですか、どうですか。

○国務大臣(山下元利君) 大会の決議に総監が積極的に参加いたしますれば、これはもう当然逸脱しておると思ひますけれども、ただ要するに国民の祝日を慶祝する大会に出席したと、それはもう先ほど来申し上げているとおりに御理解賜ると思ひわけでございまして、それでその慶祝の意味においてずっと出席しておつた。その決議が行われまして、それは積極的に参加しておらないといふことははっきりいたしておりますので、私は逸脱してはおりない、このように考える次第でございます。

○野田哲君 総務長官、一般の公務員の人事管理を担当されておる総務長官に伺いますが、国家公務員、地方公務員、一般の公務員は、そうするといまの山下長官の論法でいけば、どのようなスローガンが掲げられ、どのような大会の決議が行われようとも参加することは構わないと、こういうことなんですか。決議に積極的に発言をしたり、手を挙げたりしなければどのようなスローガンを掲げられ、どのような決議が行われるような集会であつても出席することについては一向差し支えないと、こういう認識に立つわけですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、総理が参議院において答弁をいたしましたように、一般公務員におきましては政治的なそうした集会等に参加することは私どももいたしません。したがって、いまお尋ねのように具体的に事前にそうした政治行為の集会であつたいたしますれば、私どももいたしましてはそれに参加することはとめさせなければならぬ、そう考えるわ

けでございませう。

○野田哲君 事前にそういう決議やスローガンが掲げられているという事を知らずに出席したんだと言え、公務員であろうとどんな集会に出ても構わないですね。

○國務大臣(三原朝雄君) 事実、具体的な問題についてお尋ねでございますが、しかしいま申し上げますように、政治的な集会である場合は事前に私どもがキャッチせずして、そういう場合に公務員が行ったという場合におきましても、先ほど来いろいろの御意見が出ておりますように、そうしたことが政治色がはつきりいたしておる場合には、その時点において対処せなければならぬものもあると思うのでございませう、いま具体的な問題が論議されておるところでございますので、その点につきましては山下長官のお立場等を考へて、あの建國記念日の際には非常にむづかしい事態だったなあという私はいま考へておるところでございます。

○野田哲君 まあその辺で仙台の話は……。

北海道の例ですけれども、旭川市に北海道護国神社というのがある例大祭を六月ごろにいつもやられておるわけですが、これにやはり北海道の部隊やあるいは幹部の人が例年参加をしておるという記録、報告が来ておりますが、これは許されることですか、どうですか。

○政府委員(堀田章君) いま具体の旭川のことについては承知いたしておりますけれども、先ほどもちよつと申し上げましたように宗教的行事に参加してはいけないというところはそれとおりでございますまして、くれぐれも注意しているところでございます。

○野田哲君 くれぐれも注意をしておると言うけれども、ちよつとも注意されてない。昨年の場合も、六月四日から六月六日まで、北海道護国神社の例大祭が開催をされておる、これに部隊として自衛隊が参加をされている具体的な例があるわけですか。そして、あわせて旭川の駐とん地では、この六月四日から六日の間に、六月の四日、五日の二

日間、これを護国神社の例大祭協賛行事として、そういう看板を掲げて駐とん地祭りというのを開いている。これは宗教的行事にかかわりのないというところが明確に言えますか。あるでしょう、例大祭協賛駐とん地祭り。こういう事例がたかさんありますよ。いま北海道の例を挙げたわけですが、この行為はいかがですか。

○國務大臣(山下元利君) 宗教的活動につきましても、私もいたしましては、宗教的色彩を帯びた行事に自衛隊の音楽隊、ラッパ隊等が参加することは宗教的活動に關与したことになるので、厳に慎むべきであるというふうなことで申しておる次第でございますが、その趣旨は十分徹底いたしておると思ひます。

○野田哲君 そうすると、北海道のこれに参加をした部隊というのは自衛隊法を逸脱している、こういう行為だということですね。

○政府委員(堀田章君) いま御指摘の、昨年の旭川の行事そのものを私ちよつと承知いたしておりませんので、旭川の経緯につきましては、いまちよつとお答えいたしかねますけれども、先ほど長官が申し上げましたように、宗教的活動についての注意は当然しなければならぬわけですから、もしそれに違反しているようなことがあれば、それは注意せねばいかぬと思ひますけれども、いまお話しのようないゆる駐とん地祭りというのは、これはまあ各駐とん地でやっておりますけれども、そのこと自体が私は宗教行事と、あるいは宗教的活動ということにはならないというふうに考へるわけでございます。

○野田哲君 駐とん地祭りというのは、単なる駐とん地祭りであれば、私もそれはそれで別に問題がないんですが、護国神社例大祭協賛という看板を掲げているとすれば宗教的行事に参画をしている、こういうことでしょうか。

○政府委員(堀田章君) その辺はよく実態を調べてみたいと思ひますけれども、要するに護国神社のお祭りのあるときに、要するに駐とん地の祭りをするということ自体は、やはり駐とん地の祭り

の中身が宗教的活動でなければ、私はそれは構わないんじゃないかと思ひます。

○野田哲君 協賛というのを掲げているというんです。

○政府委員(堀田章君) その協賛といひますのが、要するに時期的にお祭りのある日に、神社のお祭りのあるときにやるといふ意味においては協賛かもしれませんが、問題は駐とん地祭りの中身が宗教的活動しているかどうかということではないかと思ひます。そういう点で、実態はよく調べてみなければ、そういうことは十分注意しておるはずだと思ひます。

○野田哲君 市民に対して呼びかけをするのに、護国神社例大祭協賛ということでは呼びかけをしておれば、宗教的行事に参加をしておるということじゃないですか。

○國務大臣(山下元利君) 事実関係、私も協賛とかいうことについてはいま初めて伺つたわけでございますけれども、自衛隊の行為自体が問題でございまして、あくまで自衛隊の行為自体が宗教的活動を慎むことになっておりますので、その指示のとおりやっていると申すわけでございます。

○野田哲君 まあ、長官の方はいいですよ。そういう詭弁を幾らやりとりしたって始まらないですよ。もうちよつと、北海道の状況がどうであつたか調査をして報告をしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(山下元利君) はい。

○野田哲君 いや、結構です。

この前の紋章の問題について、何かけさの新聞を見ると、政府・与党連絡会議でも話題になつたようでありまして、見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(眞田秀夫君) 見解を申し述べるといふことでございませうが、紋章と申されましたのは、前回の野田先生の御質問の続きだと思ひますので、結局菊花御紋章のことだろうと思ひます。で、前回、靖国神社の正門のとびらなり、あるいは何というんですか、まん暮に菊の御紋章がついていて、これは憲法二十条に照らし

て問題ではないかという御質問がございまして、私の方で、実は突然の御質問でございまして、で、事実を取り調べてその上でお答え申し上げます、ということでは実は当委員会が休憩に入つたと、こういう経過でございませう。

そこで、この菊花御紋章についての法制は一体どうなつておるか申しますと、菊花御紋章は実は明治元年の太政官布告で一般の乱用禁止という法制がございました。それから明治七年の太政官達で、官幣社國幣社の社殿の裝飾等には使つてよろしいという法制がございました。で、これらの菊花御紋章に關する法制は、私たちの解釈では、昭和二十二年の暮れをもって実はもう失効しておるといふふうには見ております。現在すでに失効しておるわけでございますから、靖国神社に限らず、國が菊花御紋章の使用を禁止したりあるいは許可したりするといふような法律上の根拠が実はないわけでございますので、仮に靖国神社が菊花御紋章を使つていようとどうしようも、別に憲法二十条の第一項後段に言う、國が宗教団体に対して特權を与えておるというふうなふうには実は評価できないというふうになつておるわけでございます。

○野田哲君 だから、あなたの見解はいまわかつたわけですか。二十二年、新憲法施行のときに、従来の紋章の法制については失効したと、だから使つてもいいんだと、こういうことですか。

そこで、外務省の官房長はこの前の質問のときには、菊の紋章は天皇の紋章だからで、天皇は日本の象徴であるから、現在の憲法でも象徴であるから、これは國家の紋章という見解を法務省から受けて、このパスポートや在外公館の入り口に使つておるんだと、こういう見解があつたわけですか。あなたはいま、法制的な根拠はなくなつておるんだから、靖国神社で使おうとどこで使おうと、そんなものは禁止する措置はないんだと、いわゆる私的な、公的でなくなつたわけですね、これは紋章が、で、外務省の方は國家の紋章として使つておるんだと。この見解の違いについて説明

を私は求めているんです。

○政府委員(山崎敏夫君) 前回の委員会におきまして私がその趣旨の答弁をいたしたことは事実でございますが、そのときは手持ちの資料で申し上げたわけでございますが、若干正確を欠いておりましたので、この点は改めて御説明させていただきます。

菊花の御紋章がわが国の紋章でないということ、先ほどの法制局長官の御答弁でも明らかとおりでございまして、この点は外務省としても十分承知しておるわけでございますが、従来の国際慣例上、在外公館におきましても、また旅券の表紙にも自国を示す何らかの紋章が用いられる場合が多いわけでございます。そこでわが国といたしまして、従来からこの慣行に沿って菊花の御紋章を使用していたこと等の事情を考慮して現在も使用させていただいておる次第でございます。

○野田哲君 いまの法制局長官の見解とそれから外務省の方の見解、これ両方承りますと、現在はこの菊花の紋章というのは法制的な根拠が失われているからだれが使ってもいいんだと、禁止する措置はないんだと。つまりこれは、靖国神社が公然とあの紋章をつけられるということは、公的な天皇の紋章ではなくなっていると、私的な紋章だとして、こういうことになるわけですね、あなたの説明によると。それを今度は在外公館あるいはパスポートで国家の紋章のような形で使っている、これはちよつと問題じゃないですか。片一方は国家の表示として使っている、片一方は私的な表示と、外務省が在外公館やパスポートに使えるんだから、当然これは宗教団体である靖国神社では使えないはずなんです。靖国神社でも使える私的な紋章であるということになれば、これは在外公館やパスポートの表紙には使えないんじゃないんですか。どうなんですか、その点は。

○政府委員(真田秀夫君) 先ほどおっしゃったように、菊花御紋章についての使用に関する法令の根拠は現在ございません。ましていわずや、菊花御紋章が日本国の標準であるというよう

な法令はございません。したがって、おっしゃいますように、在外公館の庁舎なりあるいはパスポートの表紙にこれを使っておることについては多少の違和感をお持ちだろうと思いますが、先ほど外務省の官房長からお話ございましたように、そういう在外公館なりパスポートにはその国の標準あるいはそれに類するようなやはり何らかのマークをつけるというのがどうも一般の国際的な慣例のようでございますので、その慣例に従って使っているというのが実情だと聞いております。したがって、私が申し上げましたことと外務省からの答えとは少しも矛盾しているとは思いません。

○野田哲君 国の紋章ではないとあなたおっしゃるわけでしょう。だから、たとえば天皇の車にはこの菊花の紋章の旗が前に掲げられますね、掲げられるでしょう、宮内庁どうですか。そうすると、いまの法制局長官の答弁でいくと、私が参議院の車に乗るときに、あの前にこれと同じ旗を掲げて走っても差し支えないと、こういう論議になるわけですね。そういう性格のものが、なぜ国家の紋章を在外公館やパスポートに使うことが慣行になつていくから使っているんだということになるのですか、これはちよつと論理の飛躍じゃないですか。

○政府委員(真田秀夫君) 先ほど申しましたように、菊花の御紋章が日本の国の標準であるとは思っているわけはございません。一般の国際的な慣行といたしまして、ある国の在外公館なりパスポートの表示としてはその国の記章があればもちろんそれをつけます。それがない場合にはそれに類するようなものをつけるというのが一般の慣行であるというふうに聞いておりますので、決して私は国の紋章だというふうに言い切っているわけではございませんので誤解をなさらないようにお願いいたします。

それから、野田先生がお使いになる車に菊花の御紋章の旗をおつけになつても一向法律的には構いませんが、一般の人にはなほだ奇異に感ずるの

ではないかと思ひます。

○野田哲君 私が使つてもいいようなものをどうして国家の紋章に類するものとして使えるんですか、外務省で。そこが私はおかしいじゃないですか、こういうことです。結局、私的な紋章ということになつていくわけでしょう、私的な紋章になつていくものをなぜ国際的な紋章として使っているのか、ここを私は伺いたいのです。

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほど申し上げましたように、旅券の表紙とか在外公館の門頭には何らかの自国を示す紋章を掲げる必要がございますので、現在国章が制定されております現状におきまして、従来使われていたものを使わせていただくというところでございまして。

○野田哲君 だからそういうやり方は、外形的な印象としては、明治憲法の当時のように、天皇が外交の責任者であり、天皇のもとで外交が行われている、こういう印象をあの在外公館やこのパスポートを見ればだれだってこれは印象を受けますよ。つまり憲法の国事行為、この中では天皇は外交権を持つてないですね、ところが、紋章については依然として天皇のいま私的な紋章になつていくものが使われていく。これは制度としては改めるべきじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほど法制局長官の御説明にもありましたように、特に禁止すべき法令的な根拠もないということでございまして、国際的な慣行として何らかの紋章が実は必要でございますので、このまま引き続き使うことにいたしておる次第でございます。

○野田哲君 そこでそうなつてくると、特定の神社などがかつて使用を許されて靖国神社も使つて、その神社にも掲げられてる紋章が、在外公館やあるいはパスポートに使われているということになると、これは天皇の憲法上の立場というものがおかしくなつてくるんじゃないですか。私的な紋章だから宗教団体が使つても構わない、許されている、そういう私的な紋章が公的な場面に使われている、これは説明がつかないんじゃない

ですか。天皇が片一方においてはある特定の宗教団体に対しては使わしている。それを指摘をすればそれは私的な紋章だと、私が使つてもいいんだ、しかし多少奇異に思われるでしょう、こういう程度の話なんです。それが今度は片一方においては全く公的な在外公館の真真正面に掲げてある。これはまさに公私混合じゃないですか、いかがですか。

○政府委員(真田秀夫君) そんなにそう詰めてお考えになる必要はないのであつて、天皇の国事行為はこれはもう憲法に明記、列挙してございまして、それが公私混合ということになる、あるいは天皇の外交大権が昔の明治憲法時代の天皇の統治権に近づくとかいうふうにお考えになる必要は毛頭ないんで、在外公館の庁舎なりあるいはパスポートに表示してあるのは先ほど申し上げておりますように、何らかの国の紋章あるいはそれに類するようものををつけるというのが一般の慣行でございますので、そういう沿革なり慣行に従つてつけているというふうにお考えいただければ非常に結構だと思います。

○野田哲君 だから、法制局長官も外務省もやはりいま私的な紋章になつていくこの紋章を慣行として使つていこうというなら、やはりこれは天皇の紋章という認識のもとで使つていくわけでしょう。国をあらわす紋章ならば、国際的にいへばこれよりも桜の花が富士山の方がよっぽど日本だということになる印象づけられるんですよ。公的に使つても構わない、私的な神社なんかで使つても構わない、こういう理屈がいまの憲法上から成り立ちますか。突き詰めて考えなくてもいいじゃないかと。片一方は在外公館という日本を代表する大使館等に掲げてあるんですよ。片一方は天皇は関係してはならないという宗教法人が使つていられるんですよ。どう考えたつてこれは矛盾じゃないですか。

○政府委員(真田秀夫君) もし御疑問があれば、それはまた別の、日本国の標準はかくかくのデザ

インであるという法律でもおつくりいただければ、もうわれわれとしてはだれはばからずそれを在外公館の庁舎なりあるいはバスボートの表紙にかくことはばからないというつもりであります。現在そういう法律がありませんから、それで日本の国の標準に類するものとして従来から菊花の御紋章を使っているという、ただそういう慣行上、沿革上の理由によって使っているというだけのことです。

○野田哲君 総務長官、公的制度を担当している大臣として、いまの議論どうお考えになりますか。

○國務大臣(三原朝雄君) 菊花の御紋章が、その沿革におきましては昭和二十二年の十二月三十一日の時点において法的な性格というものは一切消滅をいたしました。それから先は結局、いろいろ法制局長官なども申しておりますように、全く法的な裏づけはございません。そこで沿革的にいま外務省におきましてもあるいは神社等におきましても、それをそのまま事実として、あるいは慣習——事実たる慣習ということになりますか、そういうことで使用が続けられておるといふことでございます。それをいま野田委員は国家的なものと私的なものというふうなもので考えてまいる場合に、外交機関というのは国家的な機関に引き続いてそれが使用されておる場合、あるいは靖国神社のような私的な神社にも使われておるといふようなところであるので、この点については整理をしてみる必要はないかという御指摘であるわけでございます。その点につきましては私、いまそれを一挙に検討を加えるべきかどうかという点についてはもう少しひとつ私自身も勉強をいたしたいと思ひますし、ここまではっきりしたこの問題について検討、調査を進めますというのを率直に御回答できるまでの準備ができていないことをお許しを願いたいと思うのでございますが、しかし確かに御指摘ございましたように、公的な機関、私的な機関に、そういうものが使われておるという事実を見て一つの問題点はないのかという

御指摘については、十分私も受けとめて今後対処してまいらねばならぬという考えでおるところでございます。

○野田哲君 それでは、この点はまた総務長官の検討された上での見解を改めて伺うことにいたしたいと思ひます。

私がこの元号法の審議のつけから天皇のあり方についていろいろ議論を提起をしたり、あるいは自衛隊のあり方についていろいろ議論を提起をしたりしているのは、今回の元号法の制定ということが、これがやはり皇位の継承によって云々と、こうなつて、天皇制と非常に深くかかわっている、これについて現在の憲法が単なる条文上のことではなくて、今度の元号法として天皇制と、このことについて国民がどう受けとめているか、こういう点がやはり非常に重要だろうと、こういうふうな思ひからなんです。天皇はこの憲法によって政治的な中立性、政治不介入、こういう原則が定められていて、そして天皇の国事行為については憲法七条によって定められている。ところが天皇の行為が果たして憲法七条の国事行為、これが厳密に運営されているのかどうか、こういうことを考えてみると、私はやはりその時々政治的な動きにかなり利用されている面があるんじゃないかと、こういう懸念を持っているわけなんです。

そこにいるもうちょっと具体的な例を挙げたいと思ひますが、いまから数年前にアメリカを訪問をされて帰られた、そしてこれは一九七五年十月三十一日日本記者クラブで内外の記者団との談話の中で、広島、長崎への原爆投下はやむを得なかった、こういう発言をされている、この経過、いきさつについて、まず正確に答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(山本信君) ただいまの御質問の点でございますが、御指摘のとおり、昭和五十年の十月三十一日天皇、皇后両陛下が日本記者クラブの記者とお会いになりました際に、そういう天皇陛下下に対して原子爆弾の広島への投下についての

質問が生まれて、それで御感想を述べられたわけでございますが、このときの言葉の意味というものがつきましては、原子爆弾の投下を肯定する意味合いからの御発言であつたとは考えられないわけでございます。陛下は常々あの戦争につきまして大変遺憾に思われて、このような悲惨な戦争が再び起こらないことを祈念しているとか、またあるいは大戦において犠牲になられた国民に対して胸が痛むとか、こういうような言葉はそれぞれの場合におきましてたびたび仰せになっているところでございます。このことはよく知られているところと存じているわけでございますが、たまたま記者会見の場におきましてやむを得なかったというふうな意味での言葉になつたわけでございますが、このことは、結局はあいつた戦争の状況のもとにおきまして、戦争中のもにおきまして陛下としてそのものに対してどうこうする手段がなかったと、こういうような感想をお含みになりまして遺憾に思われた言葉といたしまして、ただいまのような御発言になつたと私も承知をいたしているわけでございます。

このことにつきましては、当時民間団体の方からも当時の宮内庁長官あてにいろいろな文書等による質問等も参つておりました、それに対して宮内庁といたしましては、長官名をもちまして五十年の十二月になりましてそういった方々にそういう意味での御回答も申し上げているというふうな経緯もあるわけでございます。考え方としては、決して原爆の投下というものを肯定したというふうな内容のものではないと。この当日におきます原子爆弾に対しまして御質問に對しても原子爆弾の投下については遺憾に思つていると、また広島市民に対しては気の毒であるが、こういうようなことをおっしゃつた上で、他のあの時代においてとるべき手段もなくやむを得なかったと、こういう御発言が続いているわけでございます。決してそういう意味では原子爆弾の肯定云々という御意図では毛頭ないと私は信じているところでございます。

○野田哲君 あなたが信じて、言葉として気の毒に思ふけれども、戦争だからやむを得なかった、こういう発言をされるということは、これがやはりさまざまな影響を持つわけですよ。天皇という立場にある人があのような発言をされるということは、だから、結局これはあなたがいまそういう意思ではなかったと言われても、非常にやはり政治的に広島市の市民などには大きなショックを与えているわけですよ。

もう一つ、これに類すること外務省山崎官房長に伺いますが、一九四七年の九月の中旬、これは現在の憲法制定後のことですから、宮内庁の寺崎英成氏という方が当時のGHQの外交顧問のシーボルト氏を訪ねて天皇のメッセーを伝えました。この天皇のメッセーが結局はあのサンフランシスコにおける講和条約の中で二十数年間沖繩をアメリカが占領するきつかけになっていた。このメッセーによると、天皇は日本を防衛してもらうためにアメリカが沖繩をずっと占領し続けてくれることを希望していると、こういう趣旨の天皇の気持ちに寺崎氏がシーボルトに伝えた。そういう文書が、シーボルトから本国に送つた文書がアメリカで発見された。こういうことがいま沖繩県民には非常に大きなショックを与えているわけですが、その事実経過を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○説明員(北村汎君) ただいま先生が御指摘になりましたアメリカ側の文書でございますが、これはシーボルト、当時のアメリカの占領軍の政治関係の長でございましたシーボルトから、当時のマシヤル國務長官にあてて出された報告、並びにシーボルトがマツカサー元帥に出した報告、並びにそういう文書を受けて当時のケナン政策企画委員長が國務省内でそれに対するコメントを書いた文書、この三つの文書を外務省もアメリカのナショナルアーカイブズ、国立公文書館でございまして、ここから入手をいたして読んでおります。で、この文書の内容につきましては、これはいま先生が御指摘になられましたような趣旨のことが

書いてございますが、私どもとしては、これはあくまでも当時のアメリカの政府が、当時宮内庁の御用掛でおられた寺崎英成氏から口頭で聴取したところとして、アメリカが受け取っておるところとして書いておるものでございまして、実際にそれでは日本側でどのようなことであつたのか、そういうことにつきましては、私ども外務省といつても何らかの關係のある記録がないか調べてみましたけれども見つからずおりません。で、この点につきましては、これが先ほども申し上げましたように、寺崎英成さんがシーボルトに口頭で伝えられたというように書いてございまして、それから寺崎氏は御用掛という資格で説明をされたというふうでございまして、それからまた、御承知のように、当時は占領中でございまして、そういう事情がございまして、私ども外務省の方の記録には見つからないというのが現状でございまして。

○野田哲君 ここに原文がありますが、これによつて明確に書いてあるわけですね。「ミスター・テラザキ・ステイディッド・ザット・ザ・エンペラー」云々と、こういう行為について宮内庁は事実を承認されておりますか。

○政府委員(山本博君) ただいまその資料の経過につきましては外務省側から御説明があつたところでございまして、そこに出てまいります寺崎英成氏が外務省の出身の方で昭和二十年の十一月から同省の終戦連絡中央事務局の連絡官におなりになり、二十一年の二月二十日から二十三年の四月三十日まで宮内庁の御用掛を兼務していただくと、こういうことは資料といたしまして私どもも調べて存じたわけでございますが、ただいま問題になつております論文に記載されておりますような事項につきましては種々当庁でも調査をいたしましたわけでございます。先般の国会の御質問にも出たわけでございますので、私どももいたしましてそれにつきましても資料というものはあるのかないのか、これは調べなきゃなりませんので調べたわけでございますが、全く宮内庁側にもだれがいつそ

ういつた時点におきましてどこに行つたといううなことにつきましても資料、あるいはどういふ話をしたといううな資料というものは一切ございしません。したがって、現在の時点におきまして宮内庁としてもそれ以上に資料といたしましての調べようはもう手段として持っていないというふうな状況でございまして。

○野田哲君 外務省はこのいまの説明によると、寺崎さんという御用掛の方が天皇の意思として沖繩はいつまでもアメリカが占領して、それによつて日本を守つてくれることを希望しているということをお伝えした、それがシーボルトからのこのメッセージになつた、そういう事実経過については調査をして、そういう文書が出てくるということだけは確認をされておるわけですね。

○説明員(北村汎君) 先ほど御説明いたしましたように、シーボルトから、寺崎さんが自分のところをやつてもらつて、そしてこういうふういふことを申されたという文書が当時の国務省に對して送られておる。そういう文書につきましてはこれは確認をいたしましたけれども、寺崎英成氏が本當にシーボルトに會つてこういうふうな内容のことを言われたかどうかというこの事実關係につきましては、先ほども申し上げましたように、外務省には何らの記録もないわけでございますから、日本側としてどういふことであつたかという事実關係については、私どもとしては何も申せないわけでございます。アメリカ側の文書はアメリカ側がどういふふうな受けとめたかということが書いてあるわけでございますけれども、果たしてそれが日本側でどういふ事情であつたか、それについては何ら日本側には記録がないということでございます。

○野田哲君 日本側で都合の悪いことは日本側には資料はないが、それはアメリカにはあるんだと、こういうことで幾つかのそういうケースでその場逃れをされておる例があるわけですが、もしこういう行為がアメリカの資料によるとアメリカの公文書館に保存されているわけですが、そういう行為があつたとすれば、この行為は一体憲法上どういふことになるんですか、長官。

○政府委員(真田秀夫君) 担当の外務省及び宮内庁において、その事実の確認ができないというお話でございますので、私がそういう仮定の上で立つて天皇のお言葉に對する批評をすべき立場ではないと思ひますが、ただ憲法解釈としましては天皇は國政に關する権能をお持ちにならないというところは確かでございます。

○野田哲君 だから、このアメリカの資料によるこういう行為があつたとすれば、天皇は日本國憲法を逸脱した行為をされた、というふうなことで、ね、どうですか。

○政府委員(真田秀夫君) もしそういうのがあればというお言葉でございますが、そういう仮定の上で立つて、天皇の御行為が憲法逸脱であるとか、なにかと云ふようなことをここで私が公式に断言する立場はございませんので、御容赦願ひたいと思ひます。

○野田哲君 アメリカの公文書館に保存されておるようなこの記録、こういう行為は現行憲法ではあつてはならないことですね、どうですか。

○政府委員(真田秀夫君) アメリカの公文書など私どもも先ほど申し上げましたが、憲法についての解釈は先ほど申し上げましたとおり、天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行は、國政に關して権能をお持ちにならない、これは明瞭でございます。

○委員長(松田徳太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩いたします。

○野田哲君 法制局長官に伺いたいと思ひますが、明治憲法のもとの元号制度について伺いたいと思ひますが、この当時の六法全書昭和十二年と書いてありますが、そのころからの収録された、加除された皇室典範を私も読んでみたわけですが、明治憲法のもとの元号制度は、御承知のやうに旧皇室典範の十二條に定められていたわけですが、この旧皇室典範をお持ちですか、ありますか。

○政府委員(真田秀夫君) あります。

○野田哲君 前文のところ、前文のところがあれば、ちよつと恐縮ですが政府委員の方、長官でなくて結構ですから、ちよつと読んでいただきたいと思います。

○政府委員(味村治君) 「天佑ヲ享有シタル我が日本帝國ノ宝祚ハ万世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ枢密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム」以上でございます。

○野田哲君 いまの前文ですが、當時としては法律でないこの皇室典範に定められていた。そしてその前文で、いま読まれたやうに、「後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム」と、こうなつていふ。つまりこれは性格としてどうなんですか。こういう言い方をされているし、しかもこれは法律ではなかつたというところは、元号というものは、これは國民に對してこれを使い、守れということではなくて、後嗣、皇族にこれを守らせるんだと、こういう意味になつておるし、そうして十二條で、「踐祚ノ後元号ヲ建テ」云々、つまり旧皇室典範では第二章の踐祚即位のところ、これが、第二章の規定をされている。こういう前文、そしてあるというところは、これはいわゆる皇室の部内の制度を定めたものだ。國民に對してこれを使用させる、こういうやうな性格のものではないというふうに、旧皇室典範による元号の場合でも考えら

れるんですが、その点はどういうふうに考えられますか。

○政府委員(眞田秀夫君) 旧皇室典範は、普通の法律とは法形式が違つて、むしろ憲法に準ずるようなものであったというのが定説でございます。それを受けて現在の憲法では、国会の議決を経た皇室典範というふうにお書きでございます。申しましたように、普通の法律ではなかったと、今度の新憲法のもとにおける皇室典範は、国会の議決を経た通常の法律でありますよということを特にメンションしておるわけなんです。

それはそれといたしまして、旧憲法はその当時の、これも大分前の話ですが、国法たる性格とそれから皇室の家法たる性格との両方を兼ね備えておつたというふうに私は記憶いたしております。

○野田哲君 旧皇室典範は憲法に準ずるというふうな説明があつたわけですが、旧憲法といえどもこれは当時の帝國議會の議を経ておるわけですね。旧皇室典範というのはこれは議會の議を経ていない。だから、これは憲法に準ずるという性格は手続的にはどうしても理解できないんじゃないんですか。むしろ後段に言われた皇室の内規的な定め、こういうことじゃないんですか。

○政府委員(眞田秀夫君) おっしゃいますように、旧皇室典範の改正につきましては、旧帝國議會の議を経ないということになっておりました。でございますけれども、その中身はどうも皇室のことだけというんじゃないくて、國民と皇室との間のたとえば民事訴訟のあり方とか、そういうことも入つておるわけでございます。そういう意味から言へば、先ほど申しました国法たる面も持つておつたというふうに考えるわけでございます。

○野田哲君 元号に関する限りは旧皇室典範の十二条に定めがあつたわけですが、むしろこれはこのいわゆる一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元ノ定制ニ従フ、つまり元号を年月日の表示の方法として國民に使わせるというよりも踐祚即位の手続としてあわせてそのときに元を建てる。

それは明治元年のこの一世の間これを改めない、この定制に従うんだと、こういう意味のことであつて、むしろ明治憲法の時期のある時期においては元号よりも皇紀紀元二千何百年、こういう呼び方の方が前面に出てたんじゃないですか。これはやはり古い教科書ですけども、この天皇の御歴代表、こういうような表、小学校の教科書ですけど、これなんかを見るとむしろ皇紀をほとんど使つてありますね。これらにならなすか。——で、私も当時小学校の記憶があるわけですけども、やはり皇紀二千何百年、こういう呼び方をずいぶん強制された記憶があるわけです。そういう意味からすれば、このいわゆる昭和とか大正とかいうのが必ずしもこれはきちつと定まつていたとは言えないんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(眞田秀夫君) 皇紀紀元の根拠は明治五年の十一月十五日、太政官布告にどうもあるようなんですが、そのころ野田先生お幾つだったか知りませんが、やはり皇紀も使つておりました。それから明治という元号も使つておりました。元号一本やりということではなかったというふうに私も記憶しております。

○野田哲君 だから、後でまた触れますけれども、政府の国事行為なんかでも明治憲法のもとでは、明治、大正、昭和というよりも皇紀の方をむしろ重点的に使われた例も、後で出しますけれども、官報なんか。そういうことですから、元号制度というのは必ずしもずっと明治元年の行政官布告以来、一世一元制としてそれ以外の制度は全くなかつたということではない。やはり皇紀年というものが相当使われている。こういう点を指摘しておきたいと思うんです。

そこで、午前引き続いて天皇との関係についていまい少し伺つておきたいと思うんですが、宮内庁に伺いますけれども、勅使というのはこれはどういう性格のものなんですか。そしてあわせて勅使が幣帛を献じ云々と、こういうようなことをよく聞くんですが、これはどういう意味ですか。

か。

○政府委員(山本悟君) 御質問の勅使という言葉でございますが、現在、法令上の用語としてはなによりに存じます。実質的には天皇のおぼしめしを伝えるお使いという意味が一般的に勅使という言葉で称されておると、かように存じております。

天皇のお使いとして出る場合でございますから、公的な性格を持った場合と私的な性格を持った場合と両方あり得るわけでございます。ただいま御質問にございました勅使は幣帛を云々というように、これは祭祀関係におきまして幣帛——いわゆるお供えと申しますか、神社に対して差し上げる寸志でございますが、そういうものを持つて勅使が参る。こういうようなことも勅使のお参りになるときはあるわけでございますが、この場合、それじゃその勅使を出される行為は何かという、いまの幣帛をささげるといふような場合には、これは宗教関係のものでございますから、いわゆる私的な行為といたしまして、しかもその場合におきましては、御案内のとおり、皇室が内廷費でもって祭祀関係の職員——掌典というのを私的使用人として雇用いたしておりますけれども、この掌典関係の者が勅使として神社にお参りをしている。こういうようなことに現在取り扱ひになっております。

○野田哲君 藤樫さんという方がお書きになつてゐる「皇室事典」というのがあるんですが、この皇室事典によると、勅使というのは「天皇の公式使者というわけで侍従、掌典などが使命をおびて公儀に臨む場合である」と、こういうふうに書かれてゐるわけですが、これとはちよつといまの次長の答へは違ふんですね。その点どうなんですか。

○政府委員(山本悟君) その藤樫さんと言われ方の事典のあることを存じておりますが、そこに書かれておりましたのは、ただいまお読みになつたとおりだと存じますが、その場合の公式なという意味は正式のという意味だろつと思ひま

す。したがって、その正式の中身が、私先ほど申し上げましたように、いわゆる法律論といたしましての公的なものと、それから私的な天皇という人のお立場としてのお使いと、この二種類があり得る。いまの祭祀関係の掌典等をおつかわしになるといふようなのは、全く天皇の御行為としては、いわゆる法的には私的な行為としてのそれぞれ、いわゆる法的には私的な行為としてのそれぞれ、その神宮、神社への御差遣、しかしそれは、やはり天皇としては、では正式に行つてこいというところでお使いとしてお出しになる、こういうようなかつこうにならうと思ひます。

したがって、そういう意味から申し上げますと、いまそこでお読みになりました文と、私がただいまお答え申し上げました見方とは違ひがない。いずれも正式なものでございまして、その正式の中身といたしまして、いわゆる法律論としての公的なものもあり、私的なものもある。たとえば災害がございましたような際に御差遣になるといふような場合でございまして、これはもう当然公的な行為に基づいての御差遣、したがって、そういう場合には侍従が行くというようなのが通例でございますが、そういうようなことになるといふようなことでございまして、いまの先ほど先生のおっしゃいました幣帛をささげ云々の方は、陛下の私的な行為としてのお使ひの御差遣、したがって、それは私的に雇用されておりますところの掌典がつかさどつてゐる。お使ひの役になつてゐる。こういう関係になるわけでございます。

○野田哲君 私的公的かということとは、國民の方から見ればこれはわかりませんね。だから、「神社新報」なんかを読むと、大きな見出しで、天皇の勅使が参拝され、幣帛を献じ云々というように出てくるし、ことしの四月二十二日の靖國神社の例大祭のときに勅使が行かれていますが、あなたの方の説明ではこの公的私的のことを使い分けてゐるような説明ですけども、國民の目から見れば、これが公的であるか私的であるかということとはちよつともわからない。勅使が行かれる、やはりこれを疑問に感じる國民もいる

わけですね。この点は一体どうなんでしょうか。勅使が行かれたということが大きく報道されると、やはり政教分離という憲法のたてまえ、一体、天皇—宮内庁は何を考えているんだらうか、こういう疑問が起るんですけれども、そういう区別はあるのかの説明ではいろいろされたけれども、国民の目から見ればちっともわかりませんが、その点はいかがですか。

○政府委員(山本悟君) 祭政分離の憲法の規定があるというところはもちろんですけれども、ごさいいますが、また同時に議論されるところでございしますが、天皇といえどもやはりそれぞれの神社仏閣等宗教的なところに御参拝になることもあり得る。この御参拝になる場合は私的な立場において御行動になるわけでありまして、はっきり申し上げれば、天皇といえども自然人でございまして、いろいろな御行動になる、その御行動についてどう考えるかというところは、それは法律論としてなければならぬわけですが、この点は、この点にはたびたび国会でも法制局長官その他から御答弁になっておりますように、いわゆる純粋の国事行為、憲法に定められた国事行為と、それから象徴たる天皇の地位から生み出される公的行為と、それから純粋の私的行為と、やはりこの三つの種類がなければ説明がつかないんじゃないか、また事実上御行動になっているんじゃないか、こういうことに解釈として、御説明がされてきているわけですが、私どももその意味ではまさにその三つの御行動があり得るというように存するわけでございします。陛下御自身でもやはり神社に参拝される、あるいはその他のところに行かれる場合があるわけでございまして、それはやはり私的行為として御行動になっている。その私的行為としてみずから参拝されるかわりに、おまえ行って参拝してこいというのがまさに勅使の使命であらうと思いますが、そういう意味ではやはり勅使という言葉としてとらえる要するに天皇の御命令によってお使いとして行くという御行動、そういう行為そのものが勅使であ

るといふ観念でとらえる限りにおいては、これは勅使でないということをお願いするわけにもいかならぬわけでありまして、そういう意味では、やはりいろいろな公的な御行動にも勅使があり私的な御行動にも勅使があるということにならざるを得ないわけではございします。その意味では国民の方々にも陛下のいろいろなお立場によってその御行動について、いま申し上げましたように三つの種類の性格の御行動があり、それがあらわれて勅使というものにもいろいろな性格があるということとは御理解を賜るよりちよつと考える方がないんじゃないかというように存じております。

○野田哲君 この四月二十二日、靖国神社に勅使が行かれたわけですね。この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(山本悟君) この四月二十二日、靖国神社の春季例祭、勅使御参進になっております。行っておられます。

○野田哲君 宮内庁ではそのときには、A級戦犯を去年の秋に靖国神社に合祀をしたというところは大きく新聞で報道されていたわけですが、そのことを承知の上で勅使を派遣する措置をとられたわけですか。

○政府委員(山本悟君) 靖国神社に對しまして陛下の御参拝というものは戦後数回行われているわけですが、陛下はいつも戦争の犠牲となつた人々のことを思って胸が痛むというところをたびたび御表明になっていらつしやるわけでございしますが、そのような非常に自然なお気持ちから靖国神社にお参りになっていらつしやる、このように存じているわけでございします。そういうようなことがございまして、やはり各年ともに春秋の例大祭には御参進として勅使として御代拝をさせているというのが慣例として続いているわけではございまして、本年におきましてもその慣例のとおりのご参進が行われたということになってい

○野田哲君 いや、質問をしたことに答えていただきたいんです。A級戦犯が合祀をされているこ

とを承知の上でそういう勅使を派遣する措置をとられたわけですか。

○政府委員(山本悟君) 当時新聞報道に出ていたことではございしますが、その限りにおいては存じていたところではございします。

○野田哲君 そのことを承知をした上で勅使派遣、こういう措置をとられるということは、これは公的かつ私的かつというところは国民の目からはわからないわけですが、公的であるのと私的であるのと、これはまた機会を改めて大平総理にも聞かなければならぬことなんでしょうけれども、そういう措置がとられるということは、これはやはり国民の目からすれば相当数の者は、あの第二次世界大戦の侵略思想、これによって戦犯という指定を受け処刑されたその人たちの行為をあの大きな戦争を引き起こしたことを、これを天皇自身が容認をしたと、こういう印象として映る場合があるわけですよ。これは大平総理の参拝についても同様のことなんでしょう。そういう措置は天皇としてあるべき行為として考えておられるんですか。これは公的であるのと私的であるのと国民の側からすれば相当こだわりの感ずる人もあるんじゃないですか。その点は全く考慮の対象にはならなかったんですか。

○政府委員(山本悟君) 先ほど申し上げましたように靖国神社の御参拝というなり、あるいは勅使の御代拝というの、先ほど申し上げましたような陛下のお気持ちと拝察するところから戦後も行われてきてまいつたわけでございまして、その意味では基本的には同様なことと推察申し上げてい

るところではございします。そういうような意味で今回のこの措置もとられたというように思っているわけではございしますが、春秋二遍の勅使の御代拝ということは戦後もずっと続いていたことであり、本質的、基本的には変わらないんじゃないかと、いうことでございします。そういう措置がとられたと存じているところではございします。

○野田哲君 つまりA級戦犯の人たちがあそこ合祀されていても全くこだわりの感ずいていないと、慣行は慣行としてやっていくんだと、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(山本悟君) いろいろの御意見があるところはその後の経過からも存じているわけではございしますが、ただいまのところではそういうことではございまして、総務長官の見解を伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(三原朝雄君) ただいま山本次長が御答えをいたしましたように、私、天皇の御心遣いというの、戦争犠牲者に対するひたすら国民の犠牲に對してお参りをしたいという、またお参りをしたいというお気持ちで参られたと思うのでございします。ただ、いま野田委員が御指摘になりましたように、戦犯をあそこにお参りしたこと自体の問題は、それなりに問題指摘をされるように問題意識を持っておられる方も相当あると思いますが、しかし天皇のお気持ちとしてはそういうものを超えたと思ふんですが、そういう側面から申す、戦争の犠牲者を弔うというひたすらにそういうお気持ちでお参りになっておられるものであらうと思うのでございまして、私はそういう意味でこの問題については受けとめてまいつておるところではございします。その点については山本次長と同じような見解をとっておるところではございします。

○野田哲君 あの人たちは戦争の犠牲者ではないんですよ。加害者なんです。そういう人たちが合祀されているところへ総理大臣なりあるいは天皇が参拝されるなり勅使を派遣される、現にそういう行為については先日の参議院の本会議でも問題を感じるといふことで他覚からも質疑がなされていますし、私もやはり疑問を感じているし、相当数の国民が疑問を感じているわけなんです。憲法上の政教分離というたてまえからいっても、あるいはあれだけ国民に犠牲を強制した、言うならば加害者です、そういう人たちに對して参拝をし敬意を表する、これはやはり第二次世界大戦のあの行為を容認をし免罪符を与える、こういう行為として私どもは映るわけですよ。それでもやはり

今後ともそういう行動が続けられる、こういうことになるとするならば、これはやはりそのこと自体が、その行為自体が国民の間に大きな政治的議論を引き起こす、こういうことになりはしませんが。

○国務大臣(三原朝雄君) 私は靖国神社というのは国家の大きな犠牲者として命をささげられた方々がお祭りしてあるという、そういう私は神社であるという考えを持っておるわけでございまして、その中にいま御指摘のように戦犯と銘打たれた方々をお祭りすることがどうかという点については、これは私どもが神社総代なりなんなりであるという点については、この点についてはいま野田先生が御指摘になったような一つの、私自身もこれは相当考へる余地のあるものではなかったかという、お祭りになっております現在におきましてはそういう点についても考え及ぶところでございますけれども、いまの時点であるところにお祭りすることについては、神社総代なりそういうものだろうと思っておりますけれども、そういうところでお決めたいてそういう結果になったと思っておりますけれども、私の靖国神社に対するイメージと申しますか受けとめ方は、国のために犠牲になられた方々をお祭りしてあるという立場で私は靖国神社を見てまいり、また参拝をいたしておるのでございます。そういう受けとめ方でございします。

○野田哲君 宗教団体ですからね、宗教団体自身がやられることにわれわれがこれ口を差しささむこと、これはやはり政教分離の精神に反するから、そこを私は問題にしているんじゃないんです。A級戦犯の人たちが合祀されたところへ、憲法上の定めである政教分離という定めがある中で、憲法上の地位にある天皇あるいはその代理の方あるいは総理大臣、そういう立場にある人が参拝をすることが現に国民の間に議論を引き起こしている、そのことが問題ではないですか、結果的に天皇の行為が非常なやけり憲法上の政教分離という議論を引き起こす行為になっている、この行為

がやはりもうちょっと慎重であらねばならないことになるんじゃないかと、こういうふうに私は考えているんですが、質問したことに對しての見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) 私の靖国神社に対する見方と申しますか、受けとめ方を申したのでございしますが、靖国神社は国家あるいは民族のために犠牲になった方々をお祭りしてある、またお祭りをされておる神社であるということでお参りをいたしておるのでございまして、その間にいま御指摘のございましたような戦犯を合祀したことに対する問題はあは残るかもしれませんが、しかし私は、靖国神社というイメージなり受けとめ方につきましては、国家のために命をささげられたというお社である、そういうふうな理解をいたしておるわけでございしますが、直接の御回答にはなりませんが、そういう私は靖国神社を理解をいたし受けとめ方をいたしておりますので、まあいま言われまますように、それが政教分離なり憲法とも関連をしながら天皇なり総理大臣等が参することについて問題があらはれないかという御指摘でございますけれども、私はいま申し上げましたような靖国神社に対する私の理解とイメージというものは、そういう点からお参りを自分で行いたしておりますので、また総理大臣等もそういう御心算でお参りになっておるのではなからうかと思っております。

○野田哲君 どうもすりかえのような感じがしますね。

別の問題で、宮内庁長官も見えたようですから伺いたいと思いますが、先ほど天皇の行為について、国事行為とそれから私的行為と、その間に公的行為と私的行為があるんだとおっしゃったわけですが、その国事行為と私的行為の間の公的行為というものが、実はこれが往々にしているんな面を利用されている向きがあるんじゃないかと思ひます。ヨーロッパ旅行をされたこと、あるいはアメリカへ旅行されたこと、これは三つの区分から言えどに該当するわけですか。

○説明員(富田朝彦君) お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの昭和四十六年にヨーロッパに御訪問になっておられます、それから昭和五十年にアメリカに御訪問になっておられるわけでございしますが、この御訪問は日本国の象徴である天皇が、皇后陛下とともにございしますが、いわゆる国際親善のための外国儀礼の一つの形でございましてこの儀礼的な外国訪問、こういうことをなされたわけでございしますが、これはもとより憲法に規定してございします。しかしながら、象徴としては明らかでございます。しかしながら、象徴としての地位をお持ちになっておられる自然な人たる天皇陛下が行動をされる、御行為をされるというのには、全く私人としての私的な御行為というのとは、全然あるわけでございしますが、それ以外に象徴であるというお立場がにじむというふうな行為が当然ここに想定されるわけでございまして、これをいわゆる公的行為というふうな学問上も呼ばれておるようにも考えますが、いまお尋ねのヨーロッパあるいはアメリカの御訪問は、いま申し上げたようなことから公的な色彩を有する行為でございまして、したがって、これは国事行為でございませんで、いわゆる憲法に規定する内閣の助言と承認というものは必要としないわけでございしますけれども、しかし重要な公的な御行動でございします。内閣の責任のもとにこれがとり行われるというわけで、それぞれの場合に閣議決定という形でこれを取り運んでおるような次第でございします。

○野田哲君 国事行為については憲法で例記をされておるわけですが、そこでその国事行為でない私的行為でもない公的行為、この私的行為と公的行為の区分というのは一体どこでこの判断でございしますか。

○説明員(富田朝彦君) 公的行為、いま申し上げましたように、象徴たるお立場がにじむということとございしますから、そこにややこの濃淡のものとやや薄いものと、こういうものが出るのは当然のことであらうかと存じますが、私的行為という

のは逆に非常に明らかでございまして、つまり私的行為でないこの行為、それをまあ公的行為というふうな呼んでおりますし、また再三の国会での両院でのいろいろの機会にそういうことが答弁として申し述べられておると思っております。ただ、公的行為というものは、やはりあくまでも内閣の責任のもとにとり行われべき行為であるというところ、また憲法第四條に規定してございします。ういうような意味合いの事柄も当然これは反映してまいりと思ひます。また第一條の象徴であるというお立場、これを害さない、こういうまた行為でなければならぬ。こういうような一つの枠といたしまして、そういう中で公的行為がとり行われる、かように私は考へておる次第でございします。

○野田哲君 植樹祭というのが毎年ありますね。これ天皇が参加されておるわけですが、これはやはり公的行為、こういうことに考へていいわけですか。

○説明員(富田朝彦君) ただいまお尋ねの植樹祭でございしますが、今週と申しますか、五月の二十七日、八日第三十回の植樹祭が愛知県下においてとり行われるわけでございしますが、この植樹祭につきましては、国土緑化委員会から両陛下へこの植樹祭に御出席に相なりたい、同時に国土緑化という観点から、いわば種をまかれる播種あるいはお手植えを皆と、そこに参加する人たちと一緒にひとつ植樹をしていただきたいと、こういうような御要請がいつもございまして、すでに最初の数回はあるいはお出になれたことがございしましたが、三十回、二十九回まではほとんどお出になつておる。これはやはりいま申し上げましたような性格でございします。したがって、そういう意味では象徴たるお立場からそういうような御要望に沿われてお出になる、こういうこととございします。私どもはこれを公的な行為と、かように考へております。

○野田哲君 天皇の植樹祭、この公的行為について地元の地方自治体は大変なこれは負担をさせら

れておりますね、天皇が行かれるために。たとえ道路の改修、舗装その他ずいぶん負担をさせられていたわけですが、それはそれとして、昨年の植樹祭の場合を考えてみると、この植樹祭で高知県に行かれて、そして植樹をされる現場の途中で高知県の護国神社へ参拝をされている。公的行爲の途中で神社に参拝される、これは政教分離の精神に少し問題を感じてはいますが、その点いかがですか。

○説明員(富田朝彦君) 昨年の春の高知県下での植樹祭の際に護国神社にお立ち寄りになったことは事実でございます。そこでもお尋ねでございますが、この護国神社にお参りになりますのは、たしか昭和三十三年ごろから、たとえば国体でありますとか、たとえば植樹祭でありますとか、そういうような行事がその土地に行われました折に、いわゆるその植樹行事のほかにそれぞれの開催におかれましてはいろいろな福祉施設あるいは教育施設等々をぜひ視察をされたいと、こういう希望が非常に多く出たわけでございますが、そういうものを御視察なさりますという道筋に当然おありになることが多いわけでございまして、そういう意味ではそこへお立ち寄りになってお気持ちを表せられるというのでございまして、これは、じや何の行為かといまお尋ねでございますが、これは私も私どもは陛下の私的な行為、かように考へて今日に至っております。ただ、その際また改めて宿へ戻りまして別立ての車というわけにもまいりませんので、いわば県内を御視察になられるために御乗車になつておられる車、いわばその近くまで参つて陛下をおおしするということとはございまして。しかしそこにお供えというような意味でなされましても、すべてこれは陛下のポケットマネーと申しますか、私的なお金の中から支出をされておられるわけでございまして。

○野田哲君 これは富田長官、ちよつと私は詭弁だと思ふんですよ。一般の公務員の場合は特別公務員であらうと一般の公務員であらうと、出張のために平常勤務の場所から、たとえば東京から広

島なら広島へ行って帰るまでが、これが出張という行為で、途中でどういふことがあろうともすべて出張ということにみなされているわけですね。天皇は公的行爲——植樹祭に参加をされるというの、これはやはり宮城——皇居を出発されてからお帰りの一連の行為が植樹祭という公的行爲、私どもはそう考へるわけで、途中で護国神社の鳥居をくぐつて参拝をして鳥居を出るまでは、公的行爲の間に私的行爲がはさまっているんだというの、これはちよつと私は通用しないと思ふんですが、いま長官の言われたそういうことが、いろいろ天皇の行為がだんだん拡大をされていっている。公的行爲というところの中で、本来は憲法上あるべきことではないことが、そういう行為の中でだんだん公然化していく、拡大をされていっている、そこに私は問題を感じているわけなんです。

で、今度の元号の制定というの、これもやはり、政府の資料を読むと、元号制定は国民統合の手段だというふうな意味のことが書いてある。やはり私は一連の背景というものを感ぜているわけなんです。まあこれ以上この問題は押し問答はいたしません、私も私どもはそういう問題意識をいま持っているという点を指摘しておきたいと思ふんです。

宮内庁の方はもう結構ですからどうぞ。そこで、次の問題に移りますけれども、日本で太陽暦を採用した経過があるわけですが、この太陽暦を採用した、これは明治五年十一月九日、一八七二年十一月九日、こういうふうになつておられるわけですが、この太陽暦を採用するに当たつて、旧暦による明治五年十二月三日を明治六年一月一日とする——この太陽暦の実施が始まつておられるわけですが、このときにどのような布告がされておられますか、これはわかりませんか。

○政府委員(清水汪君) お尋ねの太陽暦に改めたときの布告でございますが、これには詔書がございますし、それから太政官の布告がございますが、太政官の布告を読みますと、「今般太陽暦ヲ

廢シ太陽暦御頒行相成候ニ付来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事 但新曆鑰板出来次第頒布候事」これが第一項でございます。次がもう一つの項「一、千九百六十五年十二月二分チ四年毎二日ノ隔ヲ置候事。それからあと三項はございまして、三つ目は時刻の儀で、その内容は、一日を二十四時間にして、子とか午とかいうのをやめて、正午までが午前、その後が午後と、そういうふうと呼ぶというふうなことで、それからその次が時鐘の儀でございますが、「時鐘ノ儀来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事」。それから最後の項といたしましては、「諸祭典等旧曆月日ヲ新曆月日ニ相当シ施行可改事」というのが布告の内容でございます。

○野田哲君 いまの太陽暦の実施に当たつての政府の発行された、いま読まれた点、そしてその次にこれは文部省の天文局発行の太陽暦というのがそれに続いておりますね。これを見ると「神武天皇即位紀元二千五百三十三年」としてその下に「明治六年太陽暦」というふうな表示がなつておられます。つまりこの当時年代をあらわすものとしては、政府自身も、明治六年のことですが、神武天皇即位紀元二千五百三十三年太陽暦、こういうふうにして、むしろ皇紀年の方を先に大きく使つておられます。この事実、間違ひありませんね。

○政府委員(清水汪君) ただいまの曆の実物につきましては私、手元にいたしておりませんけれども、その点は先生の御指摘のとおりだろうと思ひますが、ただ、そのことが当時皇紀が主であつたということには直ちにないんじゃないかと、元号、つまり明治による表示も、その場合にもそこにあるわけでございますけれども、その他の場合でも明治というのが使われておりますので、直ちに皇紀が主であるということではないと思ひます。

○野田哲君 これはこゝへ現物がありませんから、なんでしたら総務長官も……。【資料を手渡す】そこにあるように、皇紀が先に大きく表示されているわけですね。だから先ほど午前中にも指摘を

したわけですが、ごじやごじやに使われているわけですね。皇紀を使つたり、それから一世一元の明治とか大正を使つたり、ごじやごじやに使つておられるわけですから、あなた方が言われるように一世一元というのは連綿としてそれだけが日本で千三百年も使われてきたというふうなものではないんだということを私は具体的な事実をもつて指摘をしたわけなんです。

そこで、審議室長、太陽暦というのはどういう由来でできたものか御存じですか。○政府委員(清水汪君) 太陽暦に關しましては、私深くは勉強いたしておりませんが、若干調べましたところでは、これは古代エジプトにその端を発しているというふうなように理解をいたしております。その場合におきましては、当時のエジプト人といふと、太陽の運行、それとナイル川の洪水が季節的に起きてくる、それらの關係から一年という曆の觀念を持つに至つたというふうなこと、したがって、その場合の曆というのはいわゆる太陽曆の系統として考え及んだというふうなことが太陽曆の起源として言われておりますので、そのようなことではなからうかと理解をいたしております。

○野田哲君 この太陽暦というのは、確かにおっしゃつたように外国で始まつたものですね。私の資料では、これはグレゴリー十三世という人によつてつくられた。当初はグレゴリー曆、こういうふうな言われていて、これが十九世紀から二十世紀の間にカソリック教国だけではなくてプロテスタントの諸國にも普及して、そして全世界に普及して世界の基準曆となつた、こういうふうな言われているわけですね。したがって、日本が太陽曆を実施した一八七三年、明治六年、この日をもって実質的には日本古来の伝統と言われている、元号と言われているけれども、日本古来のまづ旧曆の使用というものがこの世界の基準に合つたために廃止をされておられるわけなんです。そこで、当時の経過としては、太陽曆を採用することがそのような実質的に西曆を使用する、あるいは外国の宗教

の中で発想したものを、このことをとさらに隠蔽するために、このころからいふ言われたように皇紀というのをとさらに前面に出して、日本は太陽暦を使うことにしたけれども、皇紀を使うことによってこれは日本としての独自の表示を行っていきんだ、こういうことで皇紀が持ち出された、こういう記録があるわけだ。

それからもう一つは、これは別な話になりますけれども、明治になって官吏というものができて、官吏に月給を払うときに、旧暦を使っている四年に一遍は一年が十三カ月になって月給を十三回払わなきゃいけないから、これはどうも経理上筋が通らないということで太陽暦に改めたと、こういう記録があるわけだけれども、つまり私が言わんとしているところは、先ほどの皇紀を使っている、そのときで皇紀を使ってみたり、元号を使ってみたり、つまり時の政府の都合のいいときには皇紀を使い、都合のいいときには元号を使い、あるいは西暦を使い、旧暦を使う、太陽暦を使い陰暦を使う、こういうふうに使って分けてきた。だから、元号だけが連綿として三百年も日本の伝統として不動のものとして今日まで使用されてきた、日本独自の唯一のものではない、その場その場で適当に使われてきた、こういうふうに私も判断をしているわけだけれども、こういう実態について総務長官、いかがですか。

○政府委員(清水汪君) とりあえず私から答弁をさせていただきますが、ただいま先生お述べになりましたことの中で、そのときで皇紀において適当に使って分けてきたという御指摘がございましたが、その前にもう一つ、この太陽暦に伴ってといえますか、太陽暦への切りかえのときに皇紀というのが出てきたという御指摘でございますが、それは事実関係としてちょうど似たような時期に皇紀というのが出ておるわけでございますが、その意味合いと申しますか、この点につきましてはやはり江戸時代からすでに皇紀というふうな計算の説をなす人もおったという記録もあるわけ

でございますが、やはり海外との接触の中から西暦というものの知識が入ってきたというところが想像できるわけでございますが、そのようなことから、つまりわが国の場合にはわが国のやり、いわゆる長尺という言葉が適当かどうかかわかりませんが、長い方の尺度というものの存在の必要性といえますか、あるいは意味合いというふうなものへの認識も開かれていったということはあるかと思えます。そうした中におきまして元号といえますか年号といえますか、そちらの系統のものはおっしゃいますように千年以上の前からの伝統としてずっとこれはあったわけでございますし、また明治の皇紀ということが提唱された後におきまして実際に明治といふものが使われてきたわけでございますので、元号自体は一貫しておったといふことは依然申し上げられるのではないかと思います。ただそこに太陽暦への問題というのとは、はっきりと旧暦の方を廃止するというふうな形でこれはこれとして非常にはっきりとしたおるわけでございますけれども、お互いにそれが因果関係のような関係は別段なかったのではないかとはいふに理解いたすわけでございます。

○野田哲君 要するに太陽暦の採用というのは、明治に入っていくわけの鎖国政策を解いて外国との交流をするようになった、そういう状態の中で日本の旧暦というものが国際的に通用しないから、そこで早々と太陽暦に変えざるを得なかったわけですね。古来からの伝統を固執するのであれば陰暦を使っていればいいんですが、陰暦を使っていると先ほど言ったように四年に一遍は役人に十三カ月も月給を払わなきゃいかぬからこれは大変だと、こういうふうなことも別の面ではあったようですが、そういうふうな長い間の鎖国から国際社会へ窓を開くに当たってはやはり国際的な基準に合わせざるを得なかったということですね。もう一つ似たケースで伺いますけれども、ウィーク——週ですね、そして日曜は休みにする、こういう制度を取り入れたのはいつですか。

○政府委員(清水汪君) 曜日の観念と申しますものは、わが国におきましても物の本によりますればかなり古くからそういう知識は伝播してきていたといふことは言われておるようでございます。それからもう一つ、これは私のまたささやかな知識で恐縮でございますが、七曜という概念そのものは、特にそれがキリスト教固有の分け方というところよりは、もともと七曜というふうな観念というものは東洋にもあったというふうな説明もあるわけでございます。ただ、そうした中で日曜日である一日を休むという点につきましては、これはあるいは聖書のあれから関連しておるのかも知れませんが、その点別に私自身の知識があるわけではございません。

日本におきまして休日をつくるかというところでございますが、この点は明治になりましてからはっきり——いまちよと手元にありますのは、大正十一年には「官庁勤務時間並休暇二開スル件」というのがございまして、これははっきり現在の勤務時間の根拠になっているわけで、その前には明治九年の太政官達第二十七号というものが規定されておりますので、日本におきまして日曜日を休むといふことは明治九年からのことといふふうに考えます。

○野田哲君 いまお話がありましたように、そのころに日曜を安息日とする、つまりこれは聖書に由来したものです。その制度を取り入れた。先ほど来の太陽暦と同様に、やはり年月日、それから週、このサイクルを世界のサイクルに合わせる。こういうことで、やはり日本に長い間続いていた制度というものを、明治時代でさえも大胆に改めていくというわけなんです。日本古来から続いている伝統を守りたいなら、いまでも子の刻、丑の刻と言えはいないであって、そういうことなんです。何でそういうふうな、この年月日、週のサイクルを、日本の古いしきたりを改革して改めていくというのに、年の呼び方だけ何でいま世界のサイクルに合わないものに固執をしなければいけないんですか、長官。

○政府委員(清水汪君) 私は思いますに、この太陽暦への切りかえ、これはただいま御指摘のような趣旨と申しますか、そのことは当時の詔書の中にも示されておるわけでございますが、つまり古来からたといふやうなやつてきたというものでありまして、やはり非常に不合理なものとか、それに対して、より精密なものがあるというふうな認識のもとに、そういうふうな切りかえが行われたというのを意味するものだろうと思えますが、私はこの元号による年の表示の仕方という問題につきましては、国民の大多数の考え方と申しますか、認識としてそのようなものではなかったということ、やはり一番大きなポイントではなからうかというふうな思いますが、それからまあこれは多少蛇足めいて恐縮でございますが、そのもの自体といたしますれば、太陽暦と旧暦の違いとか、あるいは尺貫法とメートル法の違いというふうな、そのものの自体の単位と申しますか、この場合は年でございまして、そういう面におきましては何ら違いがないわけではございまして、元号はそういうことは別に、わが国の独特の歴史的な面あるいは沿革的な性格というものを国民の間に定着を、その存続が望まれてきていると、そういうものであるというふうに考えるわけでございます。

○野田哲君 そういう説明は合理性がないんですね。面積にしても長さにしても、それから時間の経過にしても同じことなんです。ほかの面は改めて、その年のところだけこだわらる理由が合理性がないんです。通産省見えますか——このメートル法を採用したのはいつか、そして国会へ提案されたときの趣旨説明のところをちょっと記録があれば読んでいただけませんか。

○説明員(杉山和男君) 計量法に関して御答弁申し上げます。計量の単位を統一いたしますことは、商取引の秩序の維持を図るあるいは産業経済の発展を図る、学術の振興に寄与するといったような点か

ら、これらの基礎として欠くことのできない前提条件の一つであるというふうな考えをわけでございますが、わが国におきまして、計量単位の統一に際しましてメートル系の単位を採用いたしました理由と申しますのは、その他の単位系と比較いたしました場合に、メートル系の単位が幾つもの長所を持っているという判断に基づいたものであると考えます。要して申し上げますが、第一が、メートル法単位の基準が国際的に確定してある、メートル条約というものがございまして、これに基づいている、しかも科学的根拠を持っております。現在は違いますが、メートル原器、それから現在でも使っておりますキログラム原器、こういうものがある。それから単位の相互間に密接な関係がございまして、長さから面積、体積というふうなものが導き出される、これが第一点でございます。

第二点といたしましては、各単位が完全に十進法を採用しております、かつ最大のものから最小のものまで単位が備わっているということでございます。

それから第三に、新しい分野の単位を基礎になる単位から容易に導けるという利点が挙げられております。たとえば速さが、時間の秒というものと――毎秒という秒と、それから長さのメートルというものから速さが決定されるというふうな点が非常に便利であるということでございます。

それから第四に、世界の非常に多くの国がメートル系を採用しているということでございます。ちなみに、現在メートル条約に加盟いたしております国が四十五カ国、採用しております国が百九カ国ございまして、なおメートル法への移行中の国というのは四十九カ国、そのほかにございまして、以上申し上げましたような理由がメートル系単位に移った理由でございます。

なお、そのときの提案理由等につきましてはただいまちょっと探しておりますのでまた後ほど……。

○野田哲君 いいですよ、もう。いまおっしゃっ

たように、やはり総務長官、長い間なじんでいた尺貫、これをメートル法に変えた、これもやはり世界に通用しないからですよ。すべての産業の面、科学の面、学術の面で世界に通用しないから変えたということですよ。これは当時の国会への提案説明の中でもそういうふうな指摘をされているわけですよ。「是迄我國ニ於テハ、尺貫ノ如キ固有ノ度量衡ヲ用キテ居リマシテ、至極便利デハアリマスルガ、是ハ内地ニ歸スルノデアリマシテ、外國ノ取引ニ対シ、又學術的ノモノニ対シマシテ、世界ニ最モ汎ク通用致シマスル「メートル」式ニ改正シタイト云フ意味ヲ以チマシテ、此法案ヲ提出シタル次第デアリマス、ドウカ御賛成アラントヲ希望致シマス（拍手起ル）」と、こうなっております。

年月日の表示だつてこれと同じじゃないですか。世界に通用するものに改めていくというのが、陰暦から太陽暦、そしてこの週の制度を採用し、日曜を安息日とする、そして尺貫法をメートルに改める。年の表示だけ何でいままで、これから世界に通用しないものを固執しなければいけないのか。そこに何でまた皇位の継承ごととそれを変えていくという制度を取り入れていかなければいけないのか。年月日の表示というのは天皇のために必要なんじゃないんです。国民の生活に必要なんです。全くそういう点からすれば、明治以来国際交流が始まった中で長さを示す方法、そして月日を示す方法、重さを示す方法、すべて国際的に通用するものに制度を改革していつている。何で年の表示だけをいつまでも固執しなければいけないのか。これこそまさに私は、かつての天皇の制度にこだわっている、それに尽きていますと思うのです。この点についての総務長官の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、先ほど来陰暦の問題あるいは太陽暦の問題、あるいは皇紀の問題等関連しながら、その沿革的な立場に立つての御意見がございました。拝聴いたしておつたのでございますが、ただし私どももまた大元令以降千二、三百年という間、これはやはり元号についてはほとんど絶ゆることなく国民の間で使用されてまいりました。先ほど清水君からもお答えをいたしておりましたように、国民の大多数がその存続を希望する、という、そういう実態、そして心理的に見てまいりますと、やはり国民としての統一意識、また同じ社会に帰属しておるというふうな心理的な一つの文化的な問題としてこれをとらえざるを得ない、そういう伝統的な資産だとも私は思うわけでございます。そういう点でございまして、いま現実のそうした国民自身が存続を希望されておる実態を踏まえてまいりますれば、私は現在時点において私どもがこれにこたえんとするならば元号の存続というのを考えてまいりたい、そしてしかし、いまま言われたように、学問的にあるいは国際的にいろいろな点から御指摘がございましたように、西暦使用についても併用してまいらうというわけでございまして、決して西暦を否定して元号のみを使用なさうというふうなことを申し上げておるわけではございません。

私は民族の英知、良識というものが長い将来にわたつては解決してくれるものがあると思うわけでございまして、現時点におきましては、国民の大多数が存続を希望される、この事実を踏まえて処置してまいりたいということでございまして。

その期間というふうなものを一世一元にとることが天皇制の復活につながるのではないかといいこととでございます。私は、そういう原理的な立場に立つてそういう御意見を言われること、御意見として私もこれを受けとめてまいっておるわけでございまして、しかし現在では旧憲法から新憲法へと、明確に私どもの憲法が現存をいたしておりますし、そういう方向には決してまいらないという、またまいらしてはならぬという、そうしたことも考えておるところでございます。

○野田哲君 現在の憲法の天皇の行為を利用してだんだんやっちゃいけないことを天皇にやらそうとしている、こういう幾つかの例を私はきょうの質問の中で出したわけなんです。日本の国民の英知が将来云々と言われましたけれども、私はいま元号法を制定されるということは、これは将来のわれわれの後世の日本人が、何という不合理な制度をまたまた法律でつくつたものだ、というところで、国民の英知が、これはいかに法律をつくつても空洞化してしまふであろう、こういうふうなことを考えているわけなんです。

外務省、大蔵省でもらつていただいているのですが、世界の各国の年月日の表示方式がどのようになっているのか、西暦とか、回教暦とか、あるいはその併用とか、仏教暦とか、ヘブライ暦とか、いろいろありますね。これの大きな各種類別の主な国と大体の使用国の数ですね、これをちょっと示していただきたいんです。

○政府委員(山崎敏夫君) まず大づかみに申し上げますと、大多数の国におきましては西暦が使用されておりますが、国によっては仏暦、回教暦、ユダヤ暦、共和年等を使用するなど、各国の歴史や伝統によつていろいろ差異がございまして。

さらに少し詳細に申し上げますと、これはわれわれとしましては、手がかりとしまして、大使の信任状、総領事の委任状等について百六カ国にわたつて調べてみたわけでございまして、西暦のみを使用しておりますのが八十一カ国ございまして。それから西暦と回教暦を併用しておりますのは八カ国ございまして、これはつまり回教国、エジプト、アルジェリア、イラク、サウジアラビアその他でございます。それから西暦と仏暦とを併用しておりますのが二カ国ございまして、これはスリランカとラオスでございます。それから西暦とユダヤ暦を併用しておりますのは一カ国、すなわちイスラエルでございます。それから西暦と共和年を併用しておりますのは三カ国ございまして、これはガーナ、アフガニスタン、パングラデ

シユでございます。それから西暦と統治年——統治する年を併用しておりますのは一カ国、これはジョルダン。西暦と在位年を併用しているのは二カ国、パチカンとモナコでございます。それから西暦と独立年を併用しておりますのは二カ国、ハイチとサイプレスでございます。それから西暦と回教暦と統治年を併用しておりますのは一カ国、マレーシアでございます。それから西暦と仏暦と統治年を併用しておりますのは一カ国、すなわちタイでございます。それから西暦と共和年とインド暦を併用しておりますのは一カ国、すなわちインドでございます。それから西暦と統治年とイラン暦を併用しておりますのは一カ国、すなわちイラン、いまのところどうなっているかちよつとはつきりわかりません。最後に西暦と統治年を併用しておりますのは二カ国、英国と豪州でございます。

○野田哲君 日本のように、王の在位年あるいは元首の統治年、これだけを使用している国というのはないですね。日本だけですね。

○政府委員(山崎敏夫君) 御質問の御趣旨、必ずしも十分理解してないかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、西暦と統治年を併用している国が一カ国、それから西暦と在位年を併用している国が二カ国、そういうふうなのがございます。

○野田哲君 だから、つまり統治年というか、在位年というか、それだけを使おうという国は日本しかないですね、こういうのです。

○政府委員(山崎敏夫君) 私たちの外交文書の慣例をちよつと申し上げればおわかりいただけるかと思いますが、条約とか協定とか交換公文等で年を表示いたします場合には、ほとんどの場合は西暦のみを用いておるのでございます。それから二国間条約などで相手国が自国の年号の使用を主張いたしましたして、または西暦とともに自国の年号を併用することを相手国が主張いたした場合に、きわめて例外的な場合に、相手国の年号とともに元号を使用することになっております。原則として

われわれは西暦を使用しておりますわけでございまして、それから、その他の公式の外交文書におきましては、一般的には正文が日本文であるものにつきましては元号を、正文が外国文であるものについては西暦をそれぞれ用いております。

○野田哲君 だから、つまり皇位の継承ごとに年月日の表示方法を変えるという国は、それだけを使っている国というのは日本しかない、こういうことですか。外交文書については西暦を使っているという説明があったんですが、国内でそういう使い方のところは日本しかない、こういうことですか。外交文書については、いま日本の場合にも使っている方について説明があったわけですが、パスポートの生年月日など日本人の場合これは西暦をやっておりますね、これは理由はどういう意味ですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 旅券は外国に渡航する日本国民に対して日本国政府が名義人の国籍及び身分を公証しかつ渡航先の官憲に対してその名義人に対する保護、扶助と旅行の便宜等を依頼する文書でございますので、この目的のためから特に年を西暦で表示しているものでございます。

○野田哲君 つまり外国には通用しない、西暦を書かなければ通用しない、昭和とか大正では全く通用しないということだからこそ、パスポートについては個人の生年月日でもそういう扱いをしているわけですか。

外交官などが日本に赴任をしてくる場合の日本あての信任状はどういう記載方式になっておりますか、年月日について。

○政府委員(山崎敏夫君) 信任状につきましては、先ほど申し上げましたように大部分の国は西暦でございますが、その他自国が用いておる回教暦とか、仏暦とか、ユダヤ暦なんかを併用して記載してございます。

○野田哲君 日本に赴任してくる場合の信任状のあて先というのはだれであっているんですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 信任状のあて先は非常に区々でございますが、一律には申し上げかねるわけでございますが、陛下の名前が記載されておる場合も多くあります。

○野田哲君 外交権を持たない天皇の名前でどうしてあてられているんですか。

○政府委員(山崎敏夫君) わが国が特命全權大使を派遣いたします場合の信任状につきましては、これは日本政府がその大使を任命し、天皇がこれを認証されることになっております。その認証という形で天皇の御名が出ておるわけでございますが、それとの見合いにおいて先方が天皇にあてる場合も多いこととでございます。

○野田哲君 ちよつといまの説明は納得できないけれども、まあ次へ進めましょう。

結局は国際的に通用しないということ、外務省が日本人に発行するパスポートにさえも元号は書けない。これをまた法律をつくらう、こういうことですから、国際化の社会ではまさにこれは全くナンセンス、こう言わざるを得ないと思いませんか。

先ほど総務長官は、西暦も使用してもいいんだ、併用なんだ、こういうふうにおっしゃいました、国民を拘束はしないと、こう言われたわけですが、国民を強制はしない、西暦を使いたい人は使ってもいいんだ、この法律は元号を定める手続だけをこの法律で出しているんだ、こういうことですね。現在は法的な根拠もない、事実たる慣習として使われている、この現在の状況の中で総務長官は元号というのは国民に対して全く拘束力を持っていないと、こういう認識なんですか。全く持っていない、西暦であろうと昭和であろうと自由に使える、こういう認識なんですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 国民の間におきましては、御指摘のような状況なり、何らの条件もなしにそう受けとめていただいて結構だと思ひますが、しかし政府なり公的な機関におきましては、御承知のように事実たる慣習として行政事務の統一的な運営というところで一つの事実たる慣習が公的機関は統一されて元号を使つておるといふような事実は現在あるわけでございます。

○野田哲君 現在の事実たる慣習によつての場合でも国民は拘束をされておるのかい、具体的な点について伺いたいと思ひますが、かつて植木総務長官が本委員会での質問に答えて、戸籍上の取り扱いについても元号は事実たる慣習にすぎないので、法的根拠がないから、戸籍上の取り扱いについても西暦で届け出たい人は西暦で届けてもらえば受理されると、こういうふうにお答えしておられるわけですが、そしてまた、古井法務大臣は、先日の本会議で私の質問に対して、この用紙に昭和とか、大正とか、明治、こういう不動文字を届け出用紙に印刷してあることについては、国民の便利のためと、それから統一の事務処理のために協力をお願いしているんだと、こういう意味の答弁があったわけですが、総務長官も具体的な事例についていま挙げたような点、同様の御認識ですか。

○國務大臣(三原朝雄君) そのとおりでございます。

○野田哲君 自治省、見えておりますか——自治省では、地方公共団体に戸籍事務が委任をされているわけですが、戸籍事務について西暦で届け出をすればそのまま受理されているという認識をお持ちですか。

○説明員(木村仁君) 戸籍事務につきましては法務省が担当しております、機関委任になっておりますから、その実態は私は存じておりませんが、法務省の方にお尋ね願ひたいと思ひます。

○野田哲君 地方自治体が委任を受けて、地方自治体の窓口で地方公務員がその事務を取り扱っているんですから、あなたは、それは機関委任事務だからといって、実際やっている地方自治体で地方公務員がやっているのを、そういう言い方はないでしよう。

○説明員(木村仁君) 窓口で西暦で届けられたときにどういう処理をしているかということについて、私は詳しく存じておりません。法務省で従来

答弁 いただいておりますし、私は一般的に戸籍が元号で届け出等を行っているということはもちろん承知いたしておりますが、実際に西暦で書かれたときにどういう処理をしておられるかということとは法務省でよく把握しておられると思います。御指導をいただいていると思います。

○野田哲君 住民登録の扱いについては、それじやどうですか。

○説明員(木村仁君) 住民登録につきましては、各地方公共団体が独自に届け出の様式を定めております。多くの場合は元号を用いておりますが、もし西暦を使用されて届け出をなされた場合には、そのまま受け付け、内部において必要であれば元号に直していると思います。

○野田哲君 内部において必要であれば元号に直しているというのですが、総務長官、受理されるということは、住民登録とか、あるいは戸籍とかいう、そういう扱いについて受理されるということ、受け付けのカウンターで受け取ってくれたということが受理されるということではないののですよ。簿冊に対して本人の意思がそのまま記載されるということではなければ受理されたということにはならないのですよ。

法務省に伺いますが、じや、法務省ではいまの戸籍上の取り扱いについて委任をしている市町村の窓口、区役所の窓口で戸籍上の届け出が西暦で届け出た場合にどういふうに処理されておりますか。

○説明員(吉野衛君) 届け出人が西暦を記載したとえは出生届をしてきたという場合にはそのまゝ受理する取り扱いをしております。

○野田哲君 戸籍簿にどういう記載をしておりますか。

○説明員(吉野衛君) 戸籍簿に記載する場合に
は、元号に引き直しまして記載をしております。
○野田哲君 総務長官、西暦でも受理される、重
重されるということが、受理した後で本人の意思
にかかわらず戸籍簿や住民台帳の登録に当たつて
元号に書き直すということは、これが受理され

ということになりますか。

○政府委員(清水汪君) 私どもといたしましては、それはもうもちろんその段階で受理であるというふうに考えるわけでございまして、ただいまのその事務の処理の様式といたしまして、公的機関のサイドにおきましては原則として元号の方で年の表示を統一的にいたしております。その事務の立場からやるわけでございまして、ただそのものの自体として考えれば、西暦で表示されても元号で表示されても全くある特定の年月日を指しているという点については、これはもう一見明々白白々でございますので、その間において何ら効力に問題を起こすということは本来あり得ないことだというふうに考えますので、ただいまの受理の問題の御指摘でございますけれども、それは帳簿の処理として全く問題がないというふうに私どもとしては考えております。

○野田哲君 それは清水さん、詭弁ですよ。本人があくまでも生年月日、婚姻等を西暦で届け出ている、西暦で登載してもらいたい。こういう意思表示があったときに、それを受け取ったから受理だということにはならないですよ。受理というのは、本人の意思が尊重されて、西暦であくまで

もやっつほしいと言われたものについては西暦で記載する。これでなければ受理とは言えないんだやないですか。なぜならば、戸籍簿に関することについては、その一生涯の間には何回か、これは戸籍抄本とか戸籍謄本とかという形で請求をして

それが入学とか、あるいは就職とか、海外の渡航とか、いろいろ使用されるわけです。黙って受理しておいて戸籍簿に書き込むのには別のことを書いていたらこれは虚偽の記載じゃないですか。いま言及したものは、本人が請求すればこれは複写機で簿籍というのは、本人が請求すればこれは複写機

で書かれたままが出てくるわけですから、そのときになって初めて西暦で受理してくれたのに藤本を受け取ってみたら元号を昭和で書いてあったということは、これは本人にとつては重大な侵害だやないですか。そうじゃないですか。

○政府委員(清水汪君) お言葉でございますけれども、

ども、登録あるいは届け出を受理するという、

そういう戸籍簿の事務処理というものには、役所の仕事として法令に基づいて行われているわけでございます。で、年月日の表示という問題は、その間にありまして、ある一つの事実についてのその時の表示、年の表示という問題でございますから、これは客観的に全く明らかでございます。したがって私どもとしては、繰り返しになりますけれども、先ほど申しましたような考え方で何ら問題ないというふうに考えておるわけでございます。

で、いまお話の中に、後からもらうときにどうこうという御指摘もあつたわけでございますけれども、要は、年月日の表示の問題ということで一貫して考えていけば、あとは良識の問題で解決がつくのではないかとというふうに考えるわけでございます。

○野田哲君 そんな答弁はないてすよ いま元星
を使いたくないと、西暦を使いたい。こういう人
だつて日本国民の中には相当数いるわけですよ。
その人が出生とか婚姻でどうしても西暦でやつて
ほしいと、こう言つて届け出てきた。カウンター
ではそのまま受理して戸籍簿の記入のときは別の

拘束してないとは言えないですよ。拘束してますよ、現に。元号を使いたくないという人の意思を尊重してはいるじゃないですか。どうですか。縁務長官。

○**國務大臣**(三原康雄君) こうした御意見は何回か委員会においても承つておるわけですが、どうも窓口において、できれば元号でということとしては、協力方をお願いをいたしましょうけれども、

いや自分は西暦で届け出がしたいと言われた方については、そのまま受理せざるを得ない。ただ、戸籍簿なり、あるいは登録簿等に記載をする場合は、もちろん西暦も記載をいたしますけれども、それと行政的な事務統一という点から、一つの全体を見る統計その他を出さねばならぬという事

態もありますので、その点はひとつお許しを得

て、実態は寝たきりなことでございますので、整理の際には元号を横に併記さしてもらおうというような処置をお願いをいたしたい、そう考えておるわけでございます。

○野田哲君　そういうことになってないんですよ。改正戸籍記載例集というのが法務省から出ているんですよ、市町村の窓口。その中に、法定記載例というのがあるわけです。法定記載例の中には昭和、これを使うようになって、しかも数字については、十は漢字の拾、手へんに合うという字を書いてある。一についても横一じやない、漢字の壹を使わなきゃならぬ、二についても漢字の貳を使わなきゃならぬ、そうになっているんですよ。

これは籍法の施行規則で、この法定記事例に
 つて記載しなければならぬ、こうなっているん
 です。あなたの言うように、西暦を戸籍簿に書いて
 横に元号を書く、そんな扱いにはならないんで
 すよ。だから、西暦でも元号でも自由に、拘束で
 しない、使える、こう言うんだつたら、この戸籍
 法に基づく施行規則の記載例、これを全部改めな
 けりやそういうことにならないんですよ。どうで
 すか、その点、法務省。

○説明(吉野徹孝) 先生御承知の通り、戸籍の制度というのは国民の身分関係を登録し、これを公証するという国家的な制度でございます。したがって、その記載をどうするかということについては、国の公簿の記載の統一を図るという見地から、戸籍簿に記載の統一が図られてきて、

ただいま先生御指摘の改正戸籍記載例集は、そのほかに法務省の民事局長が昭和四十五年三月三

まして、すべて戸籍簿の記載には元号で記載する、こういう扱いになっております。

○野田哲吾 そんなことはわかってるんだ。わかってるから、総務長官は国民を拘束をしない、と、こう言うんだし、先ほどは西暦で書いてくれ

と言われれば西暦で書いて、横の方に元号で書き足すと、こういう扱いだ、こういうふうにならねば、そんな扱いにはなっていないじゃないかと。だから、拘束しないのであれば、戸籍法の施行規則、これを全部改めますかと、こう聞いているんですよ。

○説明員(吉野衛君) これは市町村における戸籍事務担当者に対する準則として定められておりますので、先ほど御答弁いたしましたように、国民がたとえ出生届だとか、あるいは婚姻届をするという関係では、西暦をもって記載して届け出ましても差し支えない。ただいまの戸籍記載例集は、戸籍簿の記載を定めたものでございます。

○野田哲君 だから戸籍簿の記載について、西暦で書きたい者は西暦で書くんだと、拘束はしないのだと、こういうのがいままでの政府の答弁であったから、それならば、あなたの方の記載例、施行規則を全部書きかえなければいけないじゃないか、これを改めますかと、こう聞いているのですよ。拘束しないと言ったのなら、そこまでやらなければ拘束しないということにならぬじゃないですか。

○説明員(吉野衛君) 先ほど御答弁いたしましたように、公簿の記載の統一性を図る見地から、西暦も記載する、あるいは元号でもよいという取り扱いをするのは、記載の混乱を招くという見地から、今後とも元号で記載するつもりでございます。

○野田哲君 総務長官あなたは拘束しないというのは、全然実務を取り扱う法務省の方では通用してないじゃないですか、どうですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 私の多少事務的な勉強不足もあると思いますが、私は、届け出をされる場合に、西暦でぜひ届けたいと言われる。その場合には、その横に併記をして、届け出の整理の際には整理をすべきであろうということを申し上げましたが、原簿に書きかえる際に事務の統一問題がいま出てまいりました。この問題については、一つの私は問題点として、今後の処理について検討を進めさせていただきますと思っております。

○野田哲君 検討ではないのですよ。ここで聞かなければわれわれ納得できないのです。あなたが戸籍法上のことで拘束しないということは、国民の側から届け出た用紙の横に元号を書かれたら、それで拘束しないということにはならないのですよ。西暦で受理されたとは言えないのです。戸籍法上の取り扱いというのは、あくまでも生年月日を西暦で書いてもらいたい。婚姻の届け出を西暦で書いてもらいたい、戸籍に。こういう意思が届け出なんですから、そのとおりに戸籍簿に書かなければ拘束しないということにならないじゃないですか。はっきりしてくださいよ、これは大事なことです。

○国務大臣(三原朝雄君) 戸籍の届け出について、出生届あたりの届け出につきましては、西暦でお出しになっても受理いたします。その点について行政事務の統一上、どう処理していくかという、原簿にそれを書きかえねばならぬというような事態がいま問題になるわけでございますが、そういう点については、ひとつ今後の私は課題として、どう処理するかというように検討させていただきます。いま現行事務取り扱い規則によりますれば、あくまでも元号でいかなばならぬというところになっておる。ところが届け出を西暦でした場合に、その届け出が西暦になっておるのを元号に勝手に直すことが適当ではないという御指摘でございますので、その点につきましては、ひとつ将来の問題として、どうこれを処理していくかということについて、国民の協力を仰ぐことができますれば、その協力を仰ぎたいと思っております。協力をお願いしたいという方があつたらば、それについては私はもう少し検討をさせていただきます。答弁をさせていただきます。

○野田哲君 私がいま内閣委員会で元号法の審議をやっている中で、そこで、あなたの言う拘束しないということについて、事実はどうじゃないですかということでは質問した。いままでの見解と違

うわけですから、実務の取り扱いが、これは後日検討してもらいたいと審議にならないですよ。委員長、これはちよつと休憩させていただきます。私も生理的な現象もありますから。

○国務大臣(三原朝雄君) 長時間は、長時間は要しません。この元号審議の過程の中で、この問題については御回答させていただきますと思っております。

○野田哲君 私が問題にしている質問しているのですから、それは後日や、私はこの問題についても触れる機会がないじゃないですか。

○国務大臣(三原朝雄君) それでは少時間ひとつお時間をいただきます。このままで検討させていただきます。

○委員長(松田徳太郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松田徳太郎君) 速記を起こして。
十分間休憩をいたします。
午後三時休憩

午後三時十分開会
○委員長(松田徳太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

○説明員(吉野衛君) 先ほどちよつと私の御説明が不足らずで、あるいは誤解を招いたのではないかと、あるいはふいに思っていますので、もう一度繰り返して御説明させていただきますと存じます。

たとえば国民が市町村役場に出生届を出すというときには、これは元号を記載しても、あるいは西暦をもって出生届を出しても、これは市町村の役場としては出生届をそのまま受理する。ただ、戸籍簿に記載するのは、これは国の事務としてやるわけでございます。そこで国といたしましては、その国の帳簿である戸籍簿の記載の統一を図るという見地から元号をもって記載をされているわけでございます。決して国民に対しては元号の記載を強要しておるということでは

ございません。ちよつと私の説明が不足らずで誤解を招くかと思っておりますので申し上げておきます。

○野田哲君 国の戸籍簿は国の帳簿であるから、それに記載をする場合には元号で書く、こういうことですが、拘束をしない、西暦で届け出をすれば受理をする。この受理という意味は、生年月日なり婚姻の日を西暦で登録してもらいたい、こういう意思で、西暦で届け出をしてきたもの、これを受理するということは、帳簿にもそのとおり書く、こういうことでなければ私は国民を拘束しないということにはならないと思うんです。なぜならば、戸籍簿に記載されたものは、その後就職あるいは入学、婚姻、いろんな形で今度は謄本なり抄本という形で国民がそれをまた使うわけでありまして、戸籍謄本なり戸籍抄本あるいは印鑑証明、こういうものは登録をした形のままが本人が請求すれば出てくるわけでありまして、これは国の方では勝手に元号で書くよと、こういうことだけで私は拘束をしていないということにはならないと思うんです。やはり国民を拘束するものではない、こう言う以上は、届け出たところが帳簿に記載をされ、抄本なり証明、謄本、こういうものを請求したときには、やはり本人の意思が尊重された形のもの交付される、こういう状態であれば私は拘束しないということにはならないと思うし、国民の意思を尊重するということにはならないんじゃないかと思うんです。だから、いまの法務省の見解というのは、総務長官がかねがね言われている国民を拘束するものではない、西暦も元号も自由だ、こういうことは全く相反している。こういうことではないですか。

○政府委員(清水注君) ただいま法務省からの答弁につけ加えまして、私の方から補足させていただきます。まず第一は、総務長官が国民を拘束するものではないというふうにおっしゃっておられますのは、これは基本的な問題として申し上げておるわけでございます。先ほどの言葉の中でも、一

般の国民の相互の間においてはどのような表現のもとにそのようにおっしゃっておられたと思ひますし、それに加えて、公務との関係においてというようなことで申し上げておるわけでございます。この点につきましては、再々申し上げておりますように、公務の資一的な処理というふうな観点から、まず第一には、届け出をなさる国民の各位の方に元号の方で必要な年月日を表示してやっていただきたいということを申し上げておる。これが協力をお願いしているという立場の問題でございます。

ただ、いま法務省の方で言いましたのは、結局届け出をされたものを国の事務として今度はそれを処理していくわけでございます。その国の事務の立場としては、帳簿の作製、処理、整理等は元号の方で従来からこれは確立された慣行としてやっておりますので、その点を申し上げておると、こういうことでございます。届け出をなさる方と国の立場との、言うなれば協力関係によつて事務が運営されるという実態だろうと思ひますので、その辺につきまして御説明を申し上げたわけでございます。

○野田哲君 私の前問に対する説明になってないですね。戸籍とかあるいは印鑑登録とかいろいろは、これは国の事務だけではないですよ。それを本人が今度は、国民がいろいろな場面を使うわけですよ、謄本とか抄本とか印鑑証明というのは、そのときに、本人が西暦で生年月日なり婚姻届をした、受理はしたが、戸籍謄本や抄本、印鑑証明をもらつてみたら、本人が届け出をしたとは違ふ年月日が表示をされてたということであれば、これは国民の意思を尊重し、自由を保障しているというにはならないじゃないですか、拘束しているじゃないですか。そこはいままでの政府の見解と大きく食い違つていふ一番基本的なところじゃないか、こういうことなんです。拘束しないというものであれば、この記載例、このもとになつていふ戸籍法施行規則、これを全部廃止をして様式行為を示さないと、こういう形でなければ拘束

しないということにはならぬのじゃないですか、こういうふうには私は、これは重ねて指摘をしていふわけなんです。

○政府委員(清水注君) 重ねてのお言葉でございますが、年月日を記入し、その他の事項も記入して届け出をしていただくというふうなケースであるわけでございますが、年月日の表示というものがつきまじつての多少御見解の問題もあるかと思ひますけれども、やはり拘束ということとは事柄がちよつと別ではなからうかと思ひわけでございます。届け出をしていただく段階におきまして、できれば御協力をいただきたいということでも、できれば御協力をいただきたいということでも、西暦で表示したいという方々につきましても、これは西暦の表示であつてももちろん有効なものと受領するわけでございます。その整理をするという段階の問題として元号でやるということになるわけでございますが、今度は、そのような原簿に登載されたものについて、いまおっしゃいましたように、いろいろの場合に証明というふうな形でそれが必要になるわけでございますが、その点につきましても、国から出すその証明というのは、それは原簿のまことに写しという性格のもので本来なければなりません。したがつて、それを御利用いただくということになるわけでございます。その点はやはりそういう御理解のもとに御協力をいただく、そういうのが戸籍事務を処理する方の立場である、このように考えまして申し上げておるわけでございます。

○野田哲君 ですから、西暦を使いたい人は西暦を使いなさいと、自由ですということにはなつてないじゃないですか、自由ですと云つていふんです。これは総務長官答えてください、明確に。

○国務大臣(三原朝雄君) 届け出等の窓口事務につきましても、西暦、元号併用で結構でございます。すといふこと、自由にその点はひとつ御選択を願つて結構でございますといふことで受領をいたし

てまいりたいといふことでございます。

そうして原簿に写しかねるということにつきましては、国の事務として国がやりますので、それは行政事務の統一な体制のためにそうした書きかえをいたさなければならぬと、元号に書きかえらうという事態にならうと思ひますが、いままでもそうした点でまいつておるわけでございます。いままでそうした窓口において自由を束縛したり拘束したというような事例もないようでございます。国民の良識によつて御理解を願つてきておるところでございますので、そうした現実のいままでの状態をひとつ続けてまいりたいと思ひますので御協力を願ひたい、そういう考え方でおるわけでございます。

○野田哲君 受理をするということは、本人の生年月日、一九八〇何年、こういう生年月日にしたいんだと、あるいはそういう婚姻の日付にしたいんだと、こういう意思を尊重して帳簿に登録するのが受理をしたという意味でしよう。本人が書いた紙を、その場合は結構ですといふことで、書き込むときは別のことを書き込むといふのは、これは受理をしたということにならないんです。だから、いま協力してもらいたいといふことで、どうしても協力できないとあくまでも西暦でやつてもらいたい、こういう強い主張をされたときにはどうするんですか。

○政府委員(清水注君) 再々申し上げて恐縮に存じますが、この書きかえというお言葉であつたわけでございますが、確かに形の上と申しますか、表現自体で言えば書きかえのような現象であるわけでございますけれども、これはもちろん中身を書きかえておるわけではございません。したがつて、特定の年月日の表示の方法として公務の方では元号による表示で一貫して資一的な事務をやつていきたい、こういう意味で年月日といふものも受けとめておるわけでございますので、ぜひその辺につきまして御理解を賜りたいと思ひます。

○野田哲君 これは理解するとかしないとかの問題ではないんです。制度として国民を拘束するのじゃないかという問題なんです。国の行政行為として国民を拘束するのじゃないかという問題なんです。現にこれだけ元号法の審議で議論が沸騰しているわけでしょう。戸籍簿が門外不出でだれのものともまらぬものであればいいですよ。しかし、これは日常生活の中で往々にして、今度は謄本とか抄本とかいふ形でいろいろな手続、必要不可欠なものでしょう、国民にとっては、それが、本人が西暦で届け出たと、受理してくれたと、謄本をとつてみたら、本人が届け出、受理されたものとは変わつていた。これは本人に対しては非常な拘束でもあるし、侵害じゃないですか。それで、いま清水審議室長やあるいは法務省、日付は一九七九年の五月二十二日であつても昭和五十四年五月二十二日であつても同じことじゃないかと、こういう意味のことを言われたら思ふんですけれども、それはこれだけ元号問題で国民に大きな議論が起つていふことは、昭和で書かれることと西暦で書かれること、これは本人にとつては大変重要なことです。あくまでも西暦で登録を主張された人にとつては大変なことですよ。だから、西暦であろうと元号であろうと選択は自由だと、こういう趣旨がこれは撤回されるのならそういうつもりで私は審議をします。いままで政府は西暦も元号も自由にお使いくださいと、こういうことであつたから具体的な事例を出して、国民の基本的な権利義務にかかわる問題について、戸籍簿の登録様式について質問した。そうすると、これはあくまでも元号でいくんだ、こういうことならば、長官、国民を拘束するものではないと、西暦でも元号でもどちらでも自由に使えますよと、これを撤回されますか。

○国務大臣(三原朝雄君) なかなかむずかしい御質問でございますが、今日までのやつてまいりました事実をそのまま踏襲していきたいといふことでございます。その中で窓口で何月何日に誕生いたしましたという出生届につきましては、どうしてもやはり西暦で届け出を出したいと言われる方に

ついでに御協力を元号で賜りたいと申しますけれども、いや、おれはあくまでもと言われるならばそれはそのまま受理いたします。次に、国の事務として原簿に整理をする場合には元号に直してまいります。そうしてこれから先、原簿、抄本等を必要とされて要請がおありの場合は、その原簿のまま写しを差し上げるわけでございますので、その点でいま御指摘のように私どもが届け出したものと違うのではないかと、要するに元号等が出てまいりますので違うのではないかとという点について割り切れぬものがあるぞというところでございまして、しかし今日までその点については御理解、御協力を願ってまいっておりますので、私は国民の良識なりによってお訴えをして協力を願うということを進めさせていただきたいという考え方でおりますのでございまして、その点私はいままでそういうところで問題を起した、実際上の事務的にそこでトラブルがあったということも承知をいたしておりませんので、御協力を願えるものではないかと、そう実は考えておるところでござい

ます。

○野田哲君 総務長官、法律とか行政行為というものが、しかも国民の生年月日とか婚姻とかそういう日付の書き方を拘束する問題をお願ひするんだということだけで私はこれは済まされる問題ではないと思うんですよ。だから、何回でも私は言いますよ。いままでもどおりでやるんらば拘束しないという言葉は撤回してください。拘束しないということをおっしゃるんらば、法務省の施行規則を全部改正をし、この記載例を改めて両方が使えるようにされるか、そのどちらかですよ。

○政府委員(真田秀夫君) 先ほど来の御論議を聞いておりまして、多少私なりに整理をしてみたいと思います。それは国民を拘束しないというのは、国民がつくる文書の書き方について元号を用いようと西暦を用いようとそれは併用でございまして、ただ窓口事務として一応の御協力をお願いしますが、どうしても西暦を書きたいという人がおればそれは西暦で書きにやってもそれは受理

いたします。その場合の受理というのは特定の日付、特定の年月日に婚姻したとか子供が生まれたとか、それが受理の中身なんです。それで後は国が国の事務として公簿をつくるわけですから、それは国民を拘束する、しないとは問題が違ってくるんですよ。

そこで、その次に移りますが、野田委員はそれじゃその後に戸籍簿の謄抄本の交付申請とかあるいは戸籍の記載事項の証明とかそういう申請があった場合にどうするんだということなんです。これは公文書の謄抄本は、これは公文書がそうなんですね、謄抄本じゃないんです、違ったことを書いたんです。

そのことをもう少し御理解願うために一つ例を出しますと、これは裁判所の話になりますから多少行政庁とは違うんじゃないかという御議論があるかもしれないんですが、原告は訴状には元号を書くところ、ところが被告は答弁書なり準備書面には、おれはもう西暦でなきゃいやだ、それは裁判所は両方受け付けますよ、どうしても西暦でなきゃいやだという被告がおれば、しかし、判決を書くときに元号と西暦とをこちゃこちゃに書いたんじや、これは判決を読む人はかえって混乱するかもわからぬですね。それで、それを原告と被告に、判決書ですからこれは判決の正本を送達しなきゃいけません。そのときに一体どうしたらいいんですか。それは、やはり公文書としては、裁判所は公文書をつくるときには恐らく元号を用いるでしょう。そうすれば、被告の方へも元号で表示された判決の正本を送達されるわけで、これはいたし方ないですね。

それは、裁判所の話をいたしました、行政庁の中でも、それは公正取引委員会とか、あるいは公害不服処理とか、そういう両当事者が出てくる場合があり得るわけなんです。そのときに、こちらの人とこちらの人、おれは西暦だ、おれは元号だと言われたときには役所としては本当に困っちゃうんですね。ですから、公文書はこれは元号で

書いてもらおう。そしてその謄本を送達する。そういうことにならないと、これは原告の方へ行く謄本と被告の方へ行く謄本というのは違うというふうなことになるって、これは行政事務なり裁判所の事務としては、はなはだ混乱を来すというわけでございますので、その拘束しないというのは国民がつくる文書の表現の仕方は拘束しませんと、しかし、役所の内部でつくる公文書はこれは事務の効率的、能率的処理のために統一する、こういうことに相なるんだらうと思います。

○野田哲君 それはたとえが違いますが、法制局長官、戸籍簿というのは国民の基本的な事項を戸籍法に基づいて登録するわけですよ。そしてそれは役所の帳簿だと言われても、国の事務だと言われても、門外不出じやないんですよ。自由に請求すれば出てくるわけですよ。本人が使うわけですよ、また何回も、一生の間に。その個人の登録が個人の申請と違う形で登録をされるというところ、これは裁判所の判決とか役所がつくる許可書の日付がどうか、そういう問題じゃないですよ。個人のこれは思想性の問題であり、個人の信

条の問題なんです。それを勝手に書きかえろというところ、届け出の書類だけは受理します、しかし書く方は勝手に書きかえますよ、これはいまの長官のたとえとは基本的に違っています。個人が西暦として出生なり婚姻を届け出をして、それを戸籍簿にそのとおり登録してくれろというものが届け出を受理するということじゃないんですか。

○政府委員(真田秀夫君) 受理ということの法律的な意味合いは先ほど申したとおりでございます。先ほどは裁判所の判決の例を持ち出しました。これも、これは国民のやはり基本的な事項でございまして、何月何日に幾ら幾らお金を貸した、その貸した方の当事者が西暦で書いてきた。しかし判決見たらそれは元号で書いてある。しかもこれは、やはり強制執行するときには、判決の正本をとってそれを執行役場へ持っていくって執行してもらわなければいけないものでございまして、自分が提起した訴状は西暦であつたの

に、もらった判決は元号であつたということばくはそんなに質が違ふとは思われないですが、どがそんなに本質的に違ふのか非常に理解に苦しむわけでございます。

○野田哲君 判決とか許可書というのは役所が法律に基づいてつくるものです。戸籍上の登録というものは本人の申請に基づいて記載するものでしょう。だから、西暦であろうと元号であろうと自由ですよというところで、受理をするという以上は、それはそのまま記載されなければ自由ということにならぬじゃないですかということ、これは何回でも言いますよ。あなた、総務長官、撤回されるんなら撤回されるつもりでわれわれも審議しますよ。拘束をしますよ、戸籍法の扱いは絶対に元号でなければならぬ書きませんよ、こういうことで撤回されるんならいいですよ。いままでのあなた方のうたい文句が、西暦も元号もちつともいまでも変わらなせん、自由ですよ、こういううたい文句で、この場合でも西暦で届け出をされればそのとおり扱いますと、こういうふうにご答弁してきておるが、事実は違ふじやないですかと、こういう例を挙げたところでのいまの議論になっているわけですから、そういう裁判所の判決とか許可書の発行とか、そんな問題と意味が違ひますよ。そんな論弁で問題をそらさないでくださいよ。国民の一番基本的な戸籍簿の登録上の問題について拘束があるのかないのか、このことを聞いていますんですよ。

○国務大臣(三原朝雄君) 先ほどから何回も繰り返すようにございまして、お届けになる届け出の事務につきましましては、自由にひとつ西暦をお使いになろうと元号をお使いになろうとと受理をいたしますというところは申し上げました。ただ、原簿に今度はそれを記載し直す場合は、国家事務の統一上元号で記載をさしてもらいます、整理をさしてもらいます、そこまでは何らあれはないと思ひますけれども、ただ、そうした国家事務で、今度は抄本なり謄本の写しをよこせという御要請があつた場合に、その要請の事務は西暦でやりになり

まして元号でおやりになつても結構でございますが、国が原本をそのまま写して抄本なり謄本を出した場合には元号で処理をしたものを出しをいたしますところはどうしても納得できない、それが国民を拘束することにほしくないかという御指摘でございますが、私も、この点につきましても、いままでトラブルもなく御理解を願つてまいつておりますし、たとえば名前を変えて出すとかいうことでなくて、何月何日というそうした日付が、いま申し上げましたように西暦か元号かというところになつてゐるわけでございますが、本質的なものはない。しかしそれをさつき野田議員が申されますように思想的にどうしても受けとめられないという御指摘でございますので、非常にこれはむずかしい、割れ切れない問題があるなということを私もいま受けとめておるわけでございまして、その点は今日まで国民の方々に御協力を願つてまいりましたので、実際のそうした事実を踏まえて法制化に踏み切つておるわれわれといたしましては、それで国民の方々の御理解と御協力を賜ることができるといふような受けとめ方をいたしておりますので、ぜひひとつ御理解を願ひ御協力を賜りたいと思つてございします。

○野田哲君 いや、これはここで私が理解をした御協力をするという問題ではないんです。国民を拘束するんじゃないか、この一言に尽きてゐるわけですよ。だから長官、はっきり聞きますけれども、戸籍上の取り扱いについては拘束をしますと、こういうことなんですね。

○國務大臣(三原朝雄君) 国の窓口における取り扱いににつきましては拘束ということはないと申しました。ただ、国家事務の原簿の写しを抄本なり謄本として出す場合は元号でございします。その点は御理解願ひたいという点でございますので、それを私は拘束だとは理解をさせませんけれども、それを拘束と受けとめられるというならば、私は何とかその点については御理解を賜りたい、御協力を賜りたいと申し上げる次第でございます。

○野田哲君 だからこれは、将来に制度として残そうというわけですから、私がここで理解すると協力するとかいう意味じゃないんです。戸籍簿の、あなたの方では届け出の受理という、要するに国民の方が記載をした紙は受け取りますよと、書くのは別のことを書きますよと、こういうことなんだから、戸籍簿の記載上の取り扱い、そしてそれに基づいての謄抄本の発行についてはこれは拘束をする、こういうことですね。

○國務大臣(三原朝雄君) 私は、拘束という言葉に非常にこだわるわけではございませんけれども、そのうちものではございせん。確かにお出しになったものは手続書類について西暦でお出しになったものはそのまま受理をいたしますが、原簿の写しを差し上げる場合は元号でこの原簿の写しは差し上げますということを御理解を願ひたい、協力願ひたいということを言つてゐるわけではございせん、それは拘束するとかいう意味ではございせん、国家事務の統一の要請に基づきます事務処理の方法としてそういう処置をさせていただきますというところでございします。その国家事務として処置をいたしましたそのまゝのものを差し上げることは御理解、お許しを願ひたいということとを国民にお願ひをするつもりでございます。

○野田哲君 だから、戸籍上の扱いについては西暦は拒否をする、これははっきりしてください。記載については西暦は拒否をする、こういうことですね。協力がなかなか、そんなことはないんです。西暦で書くのか拒否をするか、どちらかです。

○政府委員(清水注君) どうも言葉のニュアンスの違いがあるように思ひますけれども、公的機関の側におきましては、従来からの慣例、それが確立されておる事務処理の方法でございします。その方法によつて行つたということでございます。事務自体は、先ほど法制局長官もおっしゃいましたように、内容としてはもちろん当然に受理をされておるわけではございまして、ただ原簿の事務処理における表示の方が、役所の方はそういうふうで統一してゐる、こういう現象でございします。で、拒否という言葉には、私どもとしてはちょっとそれとは違ふんじゃないかということに、こだわらうでございしますけれども、申し上げさせていただきます。

○野田哲君 拒否と言へば露骨過ぎるかも知れませんが、要するに戸籍上の扱いについては西暦で届け出をされても西暦では書きません、元号しか書きません、こういうことですね。

○政府委員(清水注君) 西暦でお届けがあったものはまずそれで有効に受理をされます。された上におきまして原簿の処理をいたしましては元号で処理をするということでございます。

○野田哲君 ですから総務長官、国民には何ら拘束力を持たない、西暦を使うのも元号を使うのも自由だと、こういう政府の提案のうたい文句、これはさうではないと、こういうことですね。はっきりしてください。

○國務大臣(三原朝雄君) 国家事務を担当する公務員といたしましては、私も行政事務の統一上、さうした元号で処理をさせていただきます、いたしますよというのを申し上げておるわけでございます。決して拒否をしたりするということのような御持ちは毛頭ございせんから、そういうような御理解を願ひたいと思つてございします。

○野田哲君 だから、西暦であろうと元号であろうとその使用は国民には自由であると、少なくともいまははっきりしたことは、戸籍の登録上のことについては自由ではないと、こういうことですね。いろんな注釈はいいんです、そのとおりかどうか、これだけです。

○國務大臣(三原朝雄君) 自由か拘束かというふうなことでなくて、国家事務といたしましては事務取り扱い規則に準じて処理をさせていただきますというところでございします。

○野田哲君 だから、その戸籍上の国家事務の取り扱いというのは元号以外には処理をしない、こういうことでしょう、端的に言ってください。

○國務大臣(三原朝雄君) 法制化を国会においてお決め願ひました上は、いま申されましたように、届け出後の原簿の処理等については元号で処理をさせていただきますというところでございします。

○野田哲君 だから国民には、一番基本的な国民の戸籍上の取り扱いについてはいままでごまかしてきたわけですよ。

そこで、その点がはっきりしましたから、そういう立場に立つて次に進めてまいりたいと思ひます。

政府は、この元号法について国民の八〇%が存続に賛成だと、こういう説明をいままでされてきてゐるわけですが、総理府のこの調査三回やられてゐるようですが、法制化ということについての設問は一回もなかったですね、その点どうですか。

○政府委員(清水注君) お尋ねのとおりでございます。

○野田哲君 この総理府がやられた設問でいきますと、問ひの「あなたは、ふだん、手紙を書いたり、人と話をしたりする時、主に、昭和とか大正というふうな年号を使つてゐますか、それとも西暦を使つてゐますか、」こういう設問があるわけですよ。これはいままで法的根拠がなくとも、いま長い間押し問答したように役所では本人の出生とか婚姻に実質的には受理してゐないわけですから、不動文字が使つてあつて昭和か大正を使わざるを得ないようになってゐる、そういう行政的な扱いの中で昭和をずっと使つてきてゐるわけですから、これに八四%というふうな数字が出るのはもうあたりまえなんです。

それから、あつた方がよいか、こういうことになつてくるとつとこれが下がつてきてゐるわけですね、五七%ぐらいに下がつてきてゐるわけですよ。そして法制化ということについての設問は三回やられた中で一回もないわけですよ。その後の報道機関の調査、この中では法制化についての設問があるわけでありまして、法制化するほど

法制化するほど

まして、地方自治法の規定に基づきまして政府に對して法制化促進の要望をして手元に届いておりますのは、現在までのところたしか三十六程度だと思つたと思います。ただ、私どもが別途いろいろ情報として承知いたしておりますのは、四十七のうち四十六に及んでゐる、その決議をなされたのが四十六という数に及んでゐるということは聞いておりますけれども、私どもの手元に現在までに到達しておりますものは三十六件だつたと思います。

○野田哲君　あなたの方では、都合のいいときには、三十六でも情報があれば四十六になる。都合の悪いことについては、公式な文書を受け取つていないから知らぬと、こう言うんです、いつの場

合でも。だから、四十六というのはあなたの方の手に、手元に確認をされている数字ではないですね。どうですか。

○政府委員(清水注君) 正式の文書で到達しておるものとしては四十六まではいいておる。おれ、ということも申し上げておきます。

○野田哲君 都道府県議会の決議というのは、これは総務長官も福岡で副議長までおやりになったというふうに関しておりまして、通常の場合はこれは各会派が一致して合意をしたことが決議、こういうことになっているわけですね。今回の場合はどうなっているのか。

私は、いまだ決議されたところの文書を全部取り寄せてみたが、実に不思議なことがありますが。約四十の都道府県議会の決議の文章が、よくもこれほど同じような決議が偶然にできるものだというふうな、同じ文章になっている。だから、これは県民の方から盛り上がった決議ではないで、どこから配給されてやられた決議だということを見ればはつきりしているんですよ。みんな同じ内容ですが。

で、あなたの方で把握されている決議、これは全部多数決でしよう、いままでの慣行を破って。その点はどうですか。

○政府委員(清水注君) その点につきましては、私どもの立場といたしましては、正式の公文書として地方自治法に基づいて政府に対して要望をする、要望を決議するという文面を参っておりますので、そのままそれを承知しているという立場でございます。先生がいまおっしゃいました議会の内部におきます問題につきましては、私どもの立場としてそこまで立ち入ることはむしろいいかと存するわけでございます。

○野田哲君 あなたの方では先ほど来、民主的に民主的に言われているけれども、都合の悪いことについては、そこまでは立ち入って聞いていないと、こういうことですが、全部これはいままでの、それまでの慣行を破って——もともと政府に対する建議というのは自治法の九十九条二項に基

づく意見書の提出、これは慣例としては、県議会を構成する各会派の合意によって満場一致でやられているというのが例なんです。これは全部多数決です。

そしてもう一つは、文章がほとんど画一的だということ、それから五十二年の十二月議会と五十三年の二月議会、ここにほとんど集中をしている。偶然こうなるはずはないんで、だから、これは県民の意向というよりも、先ほども言ったようにどこから配給されて、おろされてきたものだと、こういうことが非常に明瞭にうかがえるわけなんです。こういうふうなつくられた決議、これをそのままのみにして国民の合意を得ている、こういう認識、これは私は総務長官、担当大臣としては少し軽率過ぎやしませんか。いかがですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、先ほど清水審議室長が都道府県議会における決議について御答弁を申し上げましたように、その決議をするに至りましては願わくは全会一致であることが最も望ましいことでございますけれども、私は恐らくは各会派によって協議がなされ、私の承知をいたしておるところでも、まあ全会一致がほしいというところからわれわれは退席するぞ、というふうな県議会もあったようでございますが、いろいろそういう点でやはり私は慎重に御審議をなされ、最終的にあつた決議がなされたものと思うのでございまして、決して他の方面からの云々とかいうような、内容的に私がいまここでその批判を申し上げることは慎みたいと思っておりますが、私はやはり正規の地方議会の決議であるという、謙虚にそういうことで受けとめてまいらねばならぬと思っております。しかし、いろいろな御指摘のあった点につきましても、私は全く理解ができないというところは申し上げません。

○野田哲君 文部省の方が見えておりますから、教科書の問題について触れて伺いたいと思えます。

現在の教科書、特に社会科、歴史、この記述については西暦が主体になって、そして元号を括弧書き、日本の歴史に関するものについてそういう方式がとられていると思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(諸澤正道君) 教科書全般についてちよと申し上げますと、大体検定の基準で各教科の教科書ごとに基準を決めておられますが、特に年号の問題に絡んでおるのは歴史の問題で、歴史の教科書については、重要な出来事については西暦と年号を併記するように、それから国語の書写、つまり書道、ああいうもので昔の人の筆跡を鑑賞作品として載せるというふうな場合には、普通年号で書いてありますから、そこに西暦で併記をして、いつのころかというのがわかるようにしなさいと、それだけでございます。あとはその教科書を書く方の判断に任せておるわけでございますが、そのほかで特に年号の問題として事実上記載されますのは一般社会の教科書でございますが、この場合は、その現代の郷土史あるいは郷土の地理等の勉強に際しましては通常用いられておる年号で昭和何年ごろというふうな記載の場合が相当ある、こういうふうなことがございます。

○野田哲君 戦前の教科書ですね、ここにありますが、これはどういふ理由によるものなんです。これが、これはどういふ理由によるものなんです。

○政府委員(諸澤正道君) 戦前の教科書の年号の記載については、確かに皇紀二千何百とかいうふうなものがあつたけれども、これは御承知のように戦前は全部国定教科書でございますから、小学校は、当時の国の教科書を書かれた人々が皇紀を使おうという方針のもとに出したのだと思えます。特に詳しいことは存じません。

○野田哲君 元号法が制定された場合に、教科書の検定の扱いは教育上の影響というものはどんな点がありますか。

○政府委員(諸澤正道君) 結論から申し上げますと、教科書における元号の記載の仕方については従来と特に変ったことは考えておりません。た

だ、それじゃ全部著者の書いたとおり認めるかというところでございますが、それはいままでもやっておりますわけですが、教科書は子供の教材でございますから、そこにどういふ年号の表示の仕方をするかということについてはやはり教育的な配慮が必要でございます。

そこで、たとえばこの教科書の本文の中に、私の住んでいる市は昭和三十年ごろ付近の町村が合併して市になりましたと、そのときの人口は幾らですと、こういうような記述があつて、別なページにその市の人口はその後どういふふうに移り変わりましたという棒グラフがあるとすると、そうすると、本文の記載が昭和三十年になっておつて、グラフの方が一九五五年となつておれば、それはやはりその本文とグラフの年号の記載を、表記を統一する方が教科書としては適当だということ、そのところへ昭和三十五年、一九六〇年というふうにしなさいと、こういうことはいたします。したがって、それはあくまでも教科書の教材としての見地から、必要に応じて適切なアドバイスをすること、決してやみくもに法制化したから元号にしろというふうなことはいたしません。

○野田哲君 教科書の検定委員の中にいづい元号法推進の論評を発表されている人がいますね。これは検定委員としてはいまの時期、少し私はいかがなものかと、こういうふうに思いますがどうですか。

○政府委員(諸澤正道君) 私、具体的に検定委員——検定委員というのは各教科に分かれて全部で百名以上おられます、社会科だけで十数人おられると思うのですが、具体的にどなたがどういふ発言をされたかというのには承知いたしております。で何とも申し上げられませんが、一般的に言えればその検定された方は学問研究者でありますから、学問的な見地から物を言うことはあるうかと思ひますが、一般的には余り政治的な問題に立ち入った発言はなさらないようにしておると思ひますし、またそうではないかというふうに思つてお

ります。

○野田哲君 いま局長は、元号法が制定をされても教科書の扱いとか教育上の扱いは変わらないう、こういうふうにお答えになったわけですが、これはやはり私には一つの懸念を持つわけですが、これはやはりその方向に教育内容がだんだん傾斜していくだろう、こういうふうには思っています。

そこで、青少年の教育上の問題と、それから国際社会の関係をすけれども、私はやはりいままでの戦後の教育は、歴史の記述などについて西暦を主体にすることによって日常西暦を使うことになり青少年が習熟をしている、なれてきている。そのことはやはり国際社会においては非常に役立っていると思うんです。これがまた逆の方向に教育が向いていく、こういうことになると、せっかくそのような形で国際社会でのいい傾向を身につけた人たちが、これからの青少年、また元号法の制定によってもし教育内容にそれが取り入れられて元号優先、こういうことになつていくとすれば、やはり国際的な活動の場においては逆のコースに向いていく、こういう懸念を持つわけなんです、その点いかがですか。

○政府委員(清澤正道君) 従来、法制化といううな問題がないときのことを考えてみても、子供が元号をどういうふうに使っているかというの、私は、学校教育以前に、子供のうちから家庭において、社会において元号になじんでおるといふような実態があつて、それが先ほど来お話がありました総理府の世論調査でも普通元号を使うという場合が圧倒的に多いという、こういう社会的背景がありますから、それをその背景に持つて教科書を書く方も必要に応じては元号を使うということがあるわけでございますから、それはそういうふうな社会の使用状況が続けばやはり教科書も同じような考え方でいくでありましようし、一方、また先生御指摘のように、今日青少年の世界的な交流といふ、そういうことも盛んでございいますから、ある面では西暦を大いに使つて、そして世界的な比較をする場合はそういうことで

考えていく。これはいろんな子供の統計なんかでもそういうことをやっておりますから、私はそれは両方あつていいんだと思うんで、そういう意味で時代とともに多少の移り変わりはあるかもしれないけれども、元号が法制化されても特にそう変わることはない、こういうふうには思っております。

○野田哲君 また教育上の問題は同僚委員からあと質問があると思ひますから、初中局長もう結構です。ありがとうございます。

総務長官に伺いますが、先日の原委員の質問で私ちよつと重ねて聞いておきたいことがあるわけですが、この法律案では「皇位の継承があつた場合に限り改める」、こうなつてゐるんですね。原委員の改元の時期はいつなのか、こういう質問で、「皇位の継承があつた場合」、これについていろいろなことを判断してとか、あるいは事情の許す限り連やかに、こういうことで、そのところとかがどうもあいまいになつてゐるわけですね。皇位の継承といふのはもう即ですね。ところが、改元についてはいろいろなことを判断する、事情の許す限り連やかに、こういうふうなことを言われてゐるわけですが、このいろいろなことを判断するといふのは、どういふことを判断して時期を定められるわけですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、法案に示されておりますように、皇位の継承があつた場合に改元をするといふことが出ておりますけれども、それはできるだけ速やかにという受けとめ方をいたしておるわけでございます。しかし、改元の皇位継承の時期の問題あるいは国民の感情あるいは国民生活に及ぼす影響あるいは特に経済的に非常な負担をかけるかといふようなことのないように、そういうふうな情勢を判断をして、改元の時期を決めたいといふことを申し上げたのでございます。

○野田哲君 いま言われたことの意味がまだもうちよつとのみみだめないから聞いてゐるんです。その感情とか国民の生活とか、端的に聞きますが、

そうするとあれですか、国民感情といふのは、要するに古い暦で言へば、大吉とか吉とかいふふうなところをとるとか、あるいは友引の日は避けるとか、そんなことを考えておられるんですか。あるいは大みそかであったとか、あるいは三月三十一日と四月一日の年度がわがりが迫つてゐるとか、そういう年の暮れとか、年度の終わり、初め、そんなことを考えておられるんですか。

○国務大臣(三原朝雄君) いろいろな私は事情があると思ひますけれども、たとえば全く年の暮れが迫つておるとか、あるいは全くなりの暮れが国民生活の問題があるわけでございますし、それからまた、国民の生活問題ばかりでなく、経済的な行為等を考えましても、私も、印刷をいづろ出されるとき、あるいは暦がどうなるとか、いふようなこともやはりあわせてできるだけ考えねばならぬ。また議会の審議の中でいろいろの御意見もあるわけでございますので、法の趣旨から言へば、皇位の継承があつた時点からできるだけ早くしたいといふことはございしますけれども、いま申し上げましたような諸般の事情等、また国会における御意見等拝聴しながら、慎重に改元の時期は決めなければならぬと、そういういま考え方がおるわけでございます。

○野田哲君 政府の判断でそのところが非常に浮動性があるといふことが、逆にこの法律が制定されたときには、及ぼす影響大きいんじゃないですか。たとえばことしの予算委員会、私、総務長官に見せましたね、大正から昭和になつたときに、雑誌の新年号が、大正十六年一月号、こういうふうになつて、その雑誌には、年賀広告が、みんな祝元旦、大正十六年、こういう年賀広告が入つていたりした例が当時でもあつたわけですが、ね。この法律が制定されたとしたら、国民一般はやはり天皇が亡くなられた即改元、こういうことを想定をしようと思ひます。ところが、政府の判断によつて、それがいつになるかわからない、こういうことでは、そのことの方がかえつて混乱のもとになるんじゃないんですか、どうなんですか。

すか。

○政府委員(清水注君) 御指摘のような混乱のうなことが、仮にも起こるようなことは、これは避けなければならぬと思ひます。私どもの方として現在申し上げておりますのは、法の趣旨として理解するところは、事情の許す限り速やかにといふことをまず申し上げておるわけでございます。そのことのおおむねの一般国民の御理解としては、一つは、大正になり昭和になつたときの先例があるわけでございますので、そのような面を考えると、いふことがごく自然だろつと思ひますけれども、しかしながら、先ほど総務長官が申し上げておりましたことは、そういうことだけでなくて、いふことを申し上げてゐるわけでございます。

いまのようなことはあるいは先ほどの国民感情といふような面にむしろつながる問題だろつと思ひますけれども、そういうことだけでなくて、生活あるいは諸般の社会経済活動、そういうものにやはりいろいろの影響を与えますから、その辺を十分慎重に総合判断したいといふことでございします。しかししたいたまふように、仮にそれじやここに多少の時間があつた場合には、かえつて混乱を起すのではないかといふような意味の御指摘であつたと思ひます。そのことは、そのようないふことは、それはその際におきまして、政府がこつとふにやるといふことが必要であらうと思ひます。そのようないふことは、これは当然の配慮だろつと思ひます。そのようないふことは、いまからは予見し得ないわけでございますけれども、いふに、そこには配慮としていろいろなさなければならぬことが種々出てくるだろつと思ひますけれども、そのようないふことは、いま先生の御指摘のありましたようなことも十分心得ていかなければならぬことの一つにならうと、このように考えてゐるわけでございます。

○野田哲君 改元のときに、社会的に経済的にいふような影響が及ぶといふのは、これはやはり元号制度の持つてゐる私は避けられない宿命だろつと

思うのです。一貫した年数で年月日が呼ばれておれば、そういう混乱は起こらないわけですが。社会的、経済的な影響の問題については後で伺いますけれども、元号制度というものが制度化されていくと、極端な例をとれば、これは人間の命の問題ですからどういふことが起きるかわからないわけですが、極端な例をとれば、一年に二回皇位の継承が行われる、その場合には一年の間が三つの元号に分かれる、こういう場合も当然想定をされるわけですね。この場合には、大変な私は社会的、経済的な混乱が起ってくる。どのぐらいの混乱が起きるかちよつと予想もできないぐらゐの変動が起きるんじゃないかと思うんです。そういう場合も一応あり得るということですね。やむを得ないということですね。

○国務大臣(三原朝雄君) まあこういう席で、私もがそうしたことについて率直にお答えすることはいろいろ影響するところも多からうと思えますけれども、私もやはり過去の元号の歴史等とも反省をいたしておるわけでございまして、そういうような場合におきまして、できるだけ混乱が起らないように、どう考えていくかというふうなことについても配慮せなければならぬ、そういう考え方で諸般の検討を進めさせていただいておるということでございます。全くそういうことはございませぬというように言うに切り得ない、そういう不幸な事態は起こってはならぬ、いかなど願望のもとに、しかしそういう場合も考えてまいらねばならぬ、そういうことでおるわけでございまして。

○野田哲君 こういう場面を想定をされておりますか。西暦を使いたい人はどうぞ自由にお使いくださいと、こういうことなんですがね。いま一九七九年、ところが西暦を呼ぶ場合には普通は一九七九年という言い方ではなくて、略して七九年と、こういう使い方をする場合が多いですね。そうすると、いま一九七九年ですから、あと二十一年たつと二〇〇〇年ということになる。そうすると、そこから二〇〇一年、二〇〇二年、これを一年、

二年と、こういう使い方に西暦の場合にはなつてくると思うのです。そうすると、いまの皇太子の年齢を考えたときには、大体そのころに日本の国民の平均寿命ぐらゐのところへいくわけですね。そうすると、西暦を略して下のけただけで呼ぶ場合と、そこで改元された場合に、場合によつては、同じ、あるいは非常に接近をした年数で呼ぶ西暦と元号、こういう場合が想定をされるわけですが、これはまたやっぱ大変な混乱が起きると思うのですが、そういう場面を想定されたことはあります。

○政府委員(清水注君) 正直に申しまして、特に具体的にそのようなことまでは現在のところでは像はいたしておりませんけれども、おっしゃいますようなことが純粹理論的なケースとしていろいろ考えていけば、そういう場合がないということには、それは言えないかとも思います。ただ、いづれにいたしまして、ただいま先生七九年というふうな御引用でございまして、本来それは一九七九年であり、また二〇〇一年という場合には、それがどうなりまして、その略し方についてはまだルールがあるようには承知をいたしておりますけれども、仮に二〇〇一年ということになれば、それはゼロ一年というふうなことになるのかなあというふうな感想をいまちよつと持ったわけでございまして何年とか、あるいは次の何年というものでやつていくわけでございまして、省略をした形で相互に比較をすれば、理論的には紛らわしいということがあるという御指摘については、理解はできますけれども、実際問題として、それはいろいろの良識によつて解決されていくのではなからうかというふうに考えております。

○野田哲君 改元による社会的経済的な影響といたしますか、インパクトといえますか、これをどういふふうに想定をされているかということについて伺いたいと思うのですが、改元という措置をとられたときにどの分野にどういふ影響があらわれ

てくるか、このことについて想定をされておられますか。○政府委員(清水注君) いろいろの分野に影響があるだろうということを想定をいたしましていろいろ検討はいたしております。たとえばまず第一に、われわれの役所の内部の事務としてはどういふ問題があるかということ、これは最も身近な問題としていろいろ検討はいたしてございます。それから、それだけではもちろん十分でございまして、民間におきます各種の生活、あるいは経済社会活動という面についても検討をいたさなければならぬということも当然でござい

ます。たとえばそのようなことで両方あわせて考えました場合でも、さしあたってすぐ考えられますことは、予備の用紙というものをたくさん印刷しておいて、そこに不動文字で日付のところに「昭和年月日」というように印刷が入っている、そのような用紙というものは一体どうなるかというふうなことが一つあるわけでございまして、その点につきましては、できるだけその部分を手書きで修正してお使いをいただく、そういうふうにするということによって経済的なむだというものをできるだけ回避することが望ましい、そのように考えているわけでござい

ます。ただ、これはそう申しまして、その予備として貯蔵されております用紙の数量の問題もございまして、それからその使われ方がきわめて頻繁に大量的に同一の人によって使われるかどうかというふうなことも、その点の事務負担と申しますか、それにはかなりいろいろの開きはあろうかと思ひますが、基本的にはできるだけそういうふうな修正して使つていただくことが願ひしいと、このように考えております。

それからもう一つ、用紙のほかにすぐ思ひつきますものとして例を申し上げます、たとえば日付のための判こと申しますか、受付印でありますとか、そういうものでございまして、このようなものにつきましても、これはいろいろの種類

なり型があるようでございまして、ある程度数字の部分を取りかえることによって弾力的に対応できるというふうなものも見受けるわけでございます。また、そのようなそれぞれの実情に即した対応の仕方ということが出てくるのではなからうかというふうに考えております。

○野田哲君 そんな程度のことを聞いていたのではないの、それからいま審議官は不動文字の入っている用紙は横に書きかえればよい、あるいは判を押せばよいというふうなことを考えておられるようですが、あなたは区役所や市役所へ行つて不動文字の入った用紙を見られたことがあるかどうか、そんな書き直しや横に判を押せるようなゆとりはないのです。だから、恐らくこれは区役所や市町村役場の受付、届け出の用紙、これは全部やりかえなければいけないと思うのです。それから金融機関の手形、小切手、こういうものについても書き直しをいじやないかと、こういうふうに考えておられるようでござい

ます。まあいろいろ証書類、印刷したものがありまして、相当皆金融機関持っているでしよう。これを大事な債権債務の關係のところを書き直すなどということには実際問題としてはならないです。ここで総体として、官公庁で改元のためにどのぐらいの経費が見込まれるのか、そして民間企業、金融機関などを中心にした民間企業でどのぐらいの経費が見込まれるのか。これは大正から昭和に改元されたときに、当時の新聞で、かなり経済的な変動があった、大きな経費が必要であつたということを報道されておりますが、そういう想定をされたことがありますが、ないので

○政府委員(清水注君) ただいま御指摘の市町村役場と申しますか、区役所の窓口でございます各種の届け出書とか請求書というのにつきましては、私もそれなりに現物を勉強したりいたしておるわけでござい

ないというふうには申し上げられないと思いますが、けれども、しかしながら、元号というものの、先ほどおっしゃいましたように、切りかえのときには一度どうしてもそういうことは避けられないわけですが、その点につきましては、それぞれ届け出に当たられる方が御協力をいただくことになるわけですが、そのようなことをぜひお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、たとえば金融機関が用意しております手形、小切手用紙、これもかなりの分量を平素各金融機関は用意をしております。そのような場合に、各企業なり個人は金融機関から二十枚とか五十枚つりのようなものとして入手していくわけですが、手元にありますものについて、やはりしばらくの間は訂正をしてやっていたらどうかというふうに思っています。まあ訂正をいたしました場合には、物が重要な権利義務関係のようなことにかかわる文書でございますので、やはり訂正を押して使うというふうなことは多少は煩わしいかとも思いますけれども、そこはやはりそういうふうにして問題のないようにおやりいただく方が望ましいというふうに考えるわけでございます。

いずれにいたしましても、そのようなことを総量として金銭的に、経済的にどうかというお尋ねでございますが、その点は大変恐縮でございますけれども、ただいまの段階でこれぐらいの金額ということはなかなか申し上げかねますのでお許しをいただきたいと思います。

○野田哲君 総理府では、きょうは郵政省の方には来てもらっておりませんが、郵便のスタンプがいまどういう状態で使われているか、承知をされておりますか。

○政府委員(清水汪君) 郵便局の消印のスタンプのお尋ねだろうと思っておりますけれども、これは大型の郵便局におきましては、大体西暦の方の表示の消印の制度になっております。全体としてはそちらの方で処理される枚数の方が多いんだらうと思っておりますけれども、しかし郵便局全体の中では、ま

あその地位によるんだらうと思いますが、余り国際の郵便物を收受するようなことのないところだらうと思っておりますけれども、元号の方で消印が表示されているというものは、これは数にのいてかなりあるというふうに承知をいたしております。

○野田哲君 これはまあ西村先生が一番詳しいんだらうと思っておりますけれども、スタンプはいま非常に西暦のスタンプを使っておりますが、これは承知のとおりです。先ほどの問題に返るわけですが、これも、この西暦のスタンプも下の二ケタしか使っていないんですよ。ことしで言えば79と、こうなっている、79・5・22と、こうなっているわけですが、こういう使われ方をしておりますから、元号の年数と西暦の年数が非常に接近をしたときはこれはやはり大変な混乱が起きるんですよ。特に郵便局の消印というのは、国民の権利義務にかなり重要なかわりを持っている場合があるから、ね。いつ届いたか、いつ投函したか、そういう場合のことを想定されたことはあります。

○政府委員(清水汪君) 消印の重要性につきましては御指摘のとおりだと考えております。で、まあ接近する、しないという問題は、先ほどもちょっとございましてけれども、これはそのような事態が現実にはどういうふうな形で出てくるか、これはいまからはなかなか予見できませんので、具体的に申し上げようがないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、仮にきわめて接近するような場合におきましては、混乱を来さないような配慮というものは必要だろろうと思っております。それから先ほどの、これは私の不正確かもしれませんが、西暦で表示する場合には年数よりも日にちの方が普通は先に表示されているということだろろうと思っております。その辺のところは西暦でいく場合の年月日の表示の仕方と、私どもの日本式な元号でいく場合の表示の仕方が、ちょうどこの名前が逆になるような傾向もあるのではないかと、思いますけれども、いずれにいたしましても、実際に混乱を懸念されるような事態がある場合においては、併用されておるといふ現実を踏まえまし

て適切な対応をしていくことが必要であらうというふうな考えをしております。

○野田哲君 総務長官、いま元号法の審議をやっているんですが、先ほど言ったように、大正から昭和に改元が行われたときも相当なやり経済的な変動が起こったということは、当時の新聞に報道されているわけですよ。少なくともこの法案を出される以上は、あなたの方ではもうとにかく法案を急げ急げだけれども、改元によつてどの分野にどういった変動が起きて、経済的にはどのぐらいの経費が国家予算で想定されるのか、あるいは地方自治体の予算で想定されるのか、そして経済界ではどのぐらいのこれに必要な経費が想定されるのか、そのような影響の分野と、そしてそれに対する経費の見込み額、こういう問題については法案を出される以上は想定をしておくべきことではないんですか。私は当然これぐらいのことは考えておられなければ、いまのように、国民の皆さんに協力を願う、そのことだけではこれは済まない、こういう問題じゃないかと思っております。

これはやはり元号制度の持っている宿命でありますから、法案の是非、これと重要なかわりを持つている問題だと思っておりますが、いまお聞きいたしますと、全くその点については抽象論しか出てこない。これはやはり私は準備不足、こういう感をぬぐえないと思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、御指摘のとおり、先ほど来改元の際に影響する諸問題、中でも経済社会に及ぼします具体的な影響はどういう範囲になつてくるのか、そうしてそれはもろにかぶられるような業種と申しますか、そういうものがどういうものであり、また政府等においてはどうかという、一般社会と政府内部におけるそうした問題は問題点の検討が必要であるということで、たとえば一例を挙げますと、カレンダーを発行している印刷会社が日本にどのくらいあって、どのぐらいのカレンダーが出ているか、いつの時期にそれは出されているか、あるいはまた雑誌などにつきましても、どうい

御準備でそういうことがなされておるか、あるいは政府のあるいは地方公共団体の文書等がストックがどのくらい前からどのぐらいの準備がなされているかというふうなものを、いま御指摘のように、遅まきながらでございますが、とにかく具体的にひとつ調査を進めて、できるだけひとつそうした国民の負担なり、あるいは社会経済のそうした動揺をなくしていく努力が必要であらうということ、完全なものでございませぬ、全く緒に入つたという程度のものでございませぬけれども、そういう準備を進めさせていただいておるといふことでございませぬ。そういう点で、できるだけそういう負担なり悪い影響を食い止めていくということに向かつて今後対処してまいりたい、そう考えておるところでございます。

○野田哲君 真田法制局長官に伺いますが、衆議院での審議であなたの見解では、この法律が制定されれば公務員は拘束されると、こういう意味のことを言われたというふうに関心しているんですが、正確にはどういふことをおっしゃったわけですか。

○政府委員(真田秀夫君) ただいまの御発言は、やや正確を欠いているわけでございますが、私が申しました真意は、この法案が成立いたしましたら、この法律の中には新しい元号の使用については何にも書いてあるわけではございませんので、この法律が成立いたしましたら、この新しい元号の使用が義務づけられることはありません。ただ公務員の場合には、御承知のように国家公務員法なり地方公務員法なりあるいは国会議員法なりによりまして、合理的な理由のもとに上司の職務上の命令が出ればその命令によって拘束されることは理論上はあり得ると、ただ、この法律の直接の効果としてそういう使用の義務が出るということはありませんというのを強調したわけでございます。

○野田哲君 国民と接している公務員ですね、その公務員に上司の命令があれば公務員は拘束されるといふこと、それはつまり国民を拘束する

と、こういうことに私はなるんじゃないかと思ひます、場合によつては。

もう一回先ほどの例を蒸し返すわけですが、国民の皆さんの方が市役所なり区役所なりいろいろな届け出をされる、それに対して先ほど戸籍の例を示したわけですが、いろいろな形で役所に様式を示して拘束をしている例がありますね。そういう形があれば当然公務員はそれによつて拘束されるわけでしょう、それに基づいてまた職務命令が出し得る状況に置かれていくわけでしょう。だから、そういう意味でこの法律が制定をされて、上司の命令があるとかあるいは様式を示した通達なりあるいは規則が制定をされる、省令が制定をされる、こういうことになつてくれば、それは公務員を拘束するということとはつまりイコールその公務員と接触をする国民を拘束するところまで及ぶ、こういうことになるんじゃないんですか。

○政府委員(真田秀夫君) もう少し正確に申し上げますと、この法律が成立いたしました場合におきましても、国民がつくる文書につきましては新しい元号の使用が義務づけられることはありせん。これは再々申し上げておきますように、御協力をお願いしますが、ぜひとも西暦を用いたいという方がいらっしゃれば、その方のおつくりになる文書はこれは西暦であっても受理をいたしますと、これは明瞭に何回も申し上げておきますと、ここでございまして、それとやや違ひますのは、公務員の場合には国家公務員法で言えば九十八条がございまして、上司の職務上の命令があれば従わなければならない。したがって、公務所つまり行政庁なら行政庁の内部においてつくる文書について元号を用いなさいという上司の命令がやたらに出るや困るんですが、役所の統一があるいは効率的な職務の遂行という合理的な理由がある場合に、そういう命令が出れば職務上の命令には従わなければならないから、公務員が職務上つくる文書については元号の使用が義務づけられることは論理上あり得るということを申し上げておきます。

上げておいてください。

○野田哲君 だから、統一的处理ということでは国民を拘束するケースが私は非常に多いと思うんです。いま統一的处理ということになれば、かなりの分野で電算機、コンピュータによつての処理が行われておりますから、それにデータとして入れるということになれば、結局は役所で定めた様式に従つて年月日の日付について統一的使用を国民の皆さんに求めざるを得ない、こういう立場に公務員は立つてくると思うんですね。だから、通達とか、あるいはいろいろな様式行為というものが役所にはありますよね、それが示されるということは、つまりそれに従わなければ、公務員としては命令に服さなかつた、こういうことになつては命令に服さなかつた、国民の皆さんをそれに従わせなければ命令に服せない、こういう接点に第一線の公務員は立つ場面が相当あるんじゃないかと思うんですね。だから、国民にはフリーだ、公務員は業務命令とか様式行為が示されればそれに従わなければならない、こういうことは末端の公務員にとっては大変なことだと思うんですが、どうですか。

○政府委員(真田秀夫君) その点がまさしく先ほど来戸籍の届け出及びその受理の問題としてさんざん御議論になつたところでございまして、いまの公務員法上上司の合理的な職務命令があれに従わなければならないという点は、実はこの法律が成立しなくても、きょう今日でも同じことが実はあり得るわけなんです。この法律はごらんのとおりきわめて簡明な内容でございまして、元号の改元の方法及び改元をするかというところが書いてあるだけでございまして、使用の点については現行と全く同じでございまして、法律がまだできておらない現在と全く同じでございまして。

○野田哲君 長官は現場の表情を知らないから、いまもそうだから現状と変わらない、こう言われているんですが、実際はそうではないんです。それは元号の是非か、元号を賛成か反対かという

ことは、あんな方の方が元号を出すことによつて国民の間にだんだん過熱を起してきているわけですね。過熱を起してきたことがいまだどういふ状態になっているかといふと、元号の法制化に反対をする人たちがいままでは無意識に昭和と処理をされてきた、昭和で届け出てこられた、こういう人たちの中に意識的に西暦で届け出てくる人がふえつつあるんですよ、反発して。それと第一線の公務員が接触をしてトラブルが広がっているんです。これは法律制度ということになれば、もともとその状態というのは過熱してくる状態にあるんです。私は市町村の窓口の状態を見てきました。そういう傾向が起こりつつあるんです。だから、長官の言われた問題、そう軽々にいまとちつとも変わらなかつた、こういうことではないんです。

そういう影響が出ていくという中で、公務員は様式行為とか行政上の通達とか職務命令とかによつて拘束をされるということは、そういう意識的に法制化に反発をして、いままでであれば何げなく元号を使っていた人たちがこの問題に反発をして、西暦をこたえに使うようになりつつある。これと接触をする現場の業務というものは、これからいろんな分野でトラブルが起こってくるだろう。特に、今度いつかわかりませんが、総理府の所管の国勢調査ですね、これは国勢調査を委嘱された人たちが一世帯ずつ回つていって、移住の年月日とか、生年月日とか一つ一つ聞いていくわけですね。これはいままででもかなりトラブルが起こっているんです。これはもう今度は間違いなく起こりますよ。そういう状態に公務員が拘束をされるということは、そういう第一線を担当する公務員にこれはもろにかぶってくる。そういう状態が懸念されるんですが、そういう判断は全然持つていないんですか。

○政府委員(真田秀夫君) その点は衆議院における御審議の際からしばしば問題になりまして、むしろ私はこういう点が浮き彫りにされてきて、それについて国民に対しては、この法律は全然その使用についての強制がないんだということを繰り返して

繰り返してこういう席で公に申し上げる機会が得られたことは、むしろ幸いだと思つたわけなんです。で、理屈をいましては、先ほど申しましたように、この法律によつて義務づけられるというところは全くありません。ただ、公務員については国家公務員法の九十八条に言う「職務上の命令」という制度は、これは理論上はかぶると言わざるを得ないというのが私の解釈でございまして。

○野田哲君 あなたがおどしをかけることがトラブルをよけい発生させることになるわけですね。まあ今後の具体的な経過を見ながらまた議論をしたいと思います。

総務長官と、それから警察庁に伺いたいと思うんです。昨年来の元号法が政治日程に上つてから、いわゆる右翼団体あるいは民族派の学生、こういうところの行動がかなり目に余る状態が起こつています。国会の周辺でも御承知のとおりです。私自身も右翼学生に、まあ民族派学生と言ふんではうか、面会を強要されて数人の人たちに取囲まれて、かなり不穏な状態で詰問をされた経験もありません。脅迫状も何通も私のところにも来ておりますが、こういう状態、まさに学者、文化人、そして私どもにまで脅迫が及んでいく。衆議院で公述人として出席をした学者のところにも脅迫が行くという状態になっているわけなんです。まさにこういう状態というのは、暴力、脅迫によつて自由な言論が封殺をされる、国会での議論が封殺をされる、こういう状態がいま起こりつつあるわけですね。まず、警察庁は一般的にそういう動向についてどういふ認識を持っておられるんですか。

○説明員(岡村健君) 私ども、右翼団体等がいろいろな文書を関係者に送りましたり、あるいは事件を起こしているというのを承知しております。いやしくも言論の府で、民主主義のもとでそのようなことがあつてはならないというふうに思つて対処しております。

○野田哲君 総務長官、そういう状態について承

が、しかし国会の周辺等において運動展開が、まあ右翼団体と私も思いますけれども、団体等で元号法制化等についていろいろな運動が展開されておるということは、私は認めざるを得ないと思っておるわけでございます。またそういう団体から、私のところにも数次にわたって陳情などがございしましたけれども、私はあくまでも、大方の国民のこの元号を使用され、存続しようとするお気持ちにこたえて実は対処してまいっておるのであって、一部の方々から強引な恐喝などを受けたと

この事件につきましては、事件当日、所轄の、神田警察署でございますが、日大講堂で何か事件が起こったらしいという聞き込みがございまして、直ちに大学当局に問い合わせましたところ、事件が起こったという事実は知らないという返答があったわけでございます。また警察官が学内に臨場いたしましたところ、会場の現場すでに全部片づけられておりまして、主催者あるいは大学当局が警察の事情聴取に応じていただけなかったというところでございます。そういったような次第で、捜査はその後進んでおらないというのが現状でございます。

○説明員（岡村健君） 先ほどから出ておりました

ような事案、こういったような事案を敢行するおそれのある右翼団体等につきまして視察、警戒を厳重にいたしますとともに、違法行為に出る動きがある場合には厳しく警告を行い、また現場に警察官を配置するなどして違法事件の未然防止に努めておるということでございます。

○野田哲君　ことしの二月の下旬、二十三日、数寄屋橋公園でキリスト教関係者が元号法制化反対

○説明員(岡村健君) 本年の二月二十三日、午前
十時十五分ごろでございましたが、都内中央区の
数寄屋橋公園内で、元号法制化反対国民連絡会議
の方々十数名がプラカードなどをお立てになりま
して、元号法制化反対の街頭宣伝あるいはプラ配
りをしておられたとき、折からその場所に通るか
かりました右翼団体、興国社など三団体、これま
た十数名でございしますが、これが車からおりてま
いりました。その中の三人がプラカードなど八本
を損壊したという事案でございします。

警視庁では、この三人を暴力行為等処罰ニ関スル法律違反で検挙いたしております。

○野田哲君 結局、今度の元号問題に絡んでの暴力行為ではそれだけでは、検挙したというのは。ほかにまだあるんですか。

○説明員(岡村健君) 元号問題に關します事件といたしましてはこの事件だけでございます。

○野田哲君 私のところにも何回か脅迫状がくるし、面会の強要もあるわけですが、その中で一つ、軍国郵便というのが舞い込んでくるわけですが、大日本殉皇会野戦本部、不敬言動審査会、これは一体どういう団体なんですか。

○説明員(岡村健君) 不敬言動審査会あるいは大日本軍国青年隊という団体でございますが、この

団体は、大日本殉皇会、これもただいま先生おっしゃいました団体でございますが、神奈川県大磯に事務所を持ちまして、昭和三十五年から会員を集めて小早川貞夫という男が会長となつて活動している団体でございます、この大日本殉皇会の小早川貞夫が、いろいろな時局問題等をとらえまして関係者等に抗議文を送付するときに使用して

いる名称がこの不敬言動審査会あるいは大日本軍国青年隊という名称でございます。

○説明員(岡村健君) 大体二十名ぐらいと私ども
見ております。

○野田哲君 それは犯罪歴はどうなっているんですか、構成員については。

○説明員(岡村健君) 事件といしましては、昭和五十二年の九月でございますが、反共運動として、の街宣中、爆竹などを投げた事件がございまして、威力業務妨害、道交法違反で六人を検挙するという前歴がございます。

○野田哲君 総務長官、いまのような衝動的な行動を行う団体が、現に私のところにも何通も脅迫状をよこしているのです。そうしてその文面の中では、ただでは済まないぞと、こういうような文面になっているのです。元号問題では、すでに私

どものところにはこういう行動がしかけられているということなんです。あなたの方では、この元号法制化が国民統合の手段だと、こういうふうに述べておられるわけなんです。こういう行動が現に行われているし、国会が招致をして元号問題に

ついで意見を述べてもらった學者にまでそういう行動が及んでいるんですよ。そして、そういう學者の方たちの自宅の周辺に売国奴とかなんとかいうような個人の名誉にかかわるようなビラが無差別に張りめぐらされるという状態が起こっているんです。こういう状態が現に起こっている。これで一体元号の法制化が国民統合ということになりま

すか。むしろこのことがそういう行動を誘発をし、これに反対をする言論人、学者、私ども、こ

れに對しての脅迫が続けられているということな
んです。

いつか総務長官とNHKで政治討論会で対談を
しましたね。あの放映が行われた後は私の家の電
話、これは鳴りっぱなしですよ。不穩な言動が電話
でかかってくる。面会の強要がある。こういう状
態が一体国民の統合ということになるという認識
をされてこれを進められているんでしょうか。そ
の見解を伺いたいと思います。

紹介議員 渡辺 武君

号)

号)(第二七三九号)

号)(第二九一六号)(第二九一七号)(第二九一

条の二第一項に規定する外国特殊機関の職員に指定される特質を有することは明らかである。外国特殊法人又は外国特殊機関の職員期間のある公務員の在職年の計算について、その職員期間を加算することに關する特例の規定に基づき、これらの法人又は機関の職員に該当するものとして、政令で既に定められた当該法人及び機関の総数は約二十一に達している。そもそもこの特例は、公平の原則上、処遇の公平を期する趣旨であると思われるが、同会社の従業員期間のある公務員には、特例による恩恵がなく、老境にあるほとんどの者は、日々焦燥感に駆られている。特例の合理的運用に關しては、昭和三十六年六月六日参議院内閣委員会において「恩給法等の一部を改正する法律案」の審議の際、「恩給制度の運用に關しては、戦前の外地における国家との特殊關係機關職員の前歴ある者については、その機關の形式にとらわれず、よくその実質を洞察し戦前戦後の社会事情の一大変革を考慮して処遇の公平を期するよう措置せられた」との附帯決議が全会一致でなされている。なお、改正後の政令第二條第十四号の規定を、昭和三十九年十月一日から適用することについては同会社の従業員は、その特質にかんがみ、外国特殊法人又は機関の職員として当初から指定すべきものであつたと確信するので、当初の政令で指定されている者との均等を図られたいと念願するものである。

第二三九一号 昭和五十四年五月七日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県磐田市西貝塚三、七五〇ノ

三三 飯田はな子外四十一名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二三九二号 昭和五十四年五月七日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県浜松市高林町一、〇九三ノ

三 中谷保夫外四十九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二三九三号 昭和五十四年五月七日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県藤枝市内瀬戸五七六ノ一

良知康宏外三十七名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二三九四号 昭和五十四年五月七日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 茨城県水戸市梅香二ノ二ノ五一

齊藤正義外四十四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二〇号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県藤原郡金谷町金谷一三五ノ

三 桜井美知子外四十九名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二一号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県島田市稻荷町三、二七三ノ

二 増田照代外五十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二二号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 東京都府中市多磨町一ノ一四ノ二

五 永井京子外五十六名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四二三号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

元号法案反対に關する請願
請願者 静岡県富士宮市山宮二、二七〇ノ

一 桑原登喜子外四十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二四号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県藤枝市田沼四ノ一ノ九

鈴木津由子外四十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二五号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県沼津市柳町三ノ五八 大嶋

多喜子外五十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二六号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県伊東市吉田七四七ノ一四

一 加賀谷由美子外四十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二七号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 静岡県島田市稻荷町三、一九九ノ

五 塚本光正外五十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四二八号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 北海道上川郡清水町清光 山田光

雄外三百四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五三号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 北海道小樽市最上二ノ三ノ二二

今成健一外三百四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五四号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 秋田県由利郡由利町前郷後小路

木内佳子外三百四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五五号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 滋賀県犬上郡豊郷町大町一四六

徳島法融外三百四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五六号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛知川町香掛 大橋

良洋外三百四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五七号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 滋賀県坂田郡山東町柏原四三六

高畑良彦外三百四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五八号 昭和五十四年五月八日受理
元号法案反対に關する請願

請願者 北海道函館市東山町四八ノ八六
土田美智子外三百五名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四五九号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 長崎県大村市西大村本町一ノ九二
六 米山邦博外三百五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六〇号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡五個荘町河曲 永地
力也外三百五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六一号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡栗東町目川三七四ノ
三 芝原雅敏外三百五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六二号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲南町磯尾一、六一
六 木村正子外三百五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六三号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 滋賀県滋賀郡滋賀町小野 村田敏
和 外三百五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六四号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市松嶺町九二九ノ
一 萩尾成章外三百五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六五号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市椎木町二四〇ノ
二 峰松宏一外三百五名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六六号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十一一条南二丁
目 佐藤芳孝外三百五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四六七号 昭和五十四年五月八日受理

元号法制化反対に関する請願

請願者 滋賀県高島郡今津町今津二、〇四
一ノ一 浜秀雄外三百五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二四七三三号 昭和五十四年五月八日受理

元号法案反対に関する請願(二二二通)

請願者 静岡県浜松市富塚町一、九九一
藤田直外千九十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四八一号 昭和五十四年五月八日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡国府町宮地 川田清
子 外二百三十四名

紹介議員 浅野 祐君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四八二号 昭和五十四年五月八日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 東京都江東区住吉二ノ一八ノ三
金子正男外七十八名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四八三三号 昭和五十四年五月八日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市南小松原町一ノ
一八 藤本政子外五十一名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四九四号 昭和五十四年五月八日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県富士宮市豊町三ノ一九 佐
野立美外四十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四九五号 昭和五十四年五月八日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県磐田市御殿二、二二五 赤
井吟子外四十八名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二四九六号 昭和五十四年五月八日受理

元号法案反対に関する請願(二二二通)

請願者 福島県いわき市内郷白水町浜井場
一 能沢秀雄外九十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県島田市大井町二、三五九ノ
八 藤森千鶴子外四十七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五一二号 昭和五十四年五月九日受理

元号(一世一元制)の立法化反対に関する請願(二
通)

請願者 北海道江別市元江別七〇三ノ八
原子和雄外四百五十四名

紹介議員 野田 哲君

元号(一世一元制)を法律によつて定めないうに
されたい。

理由

一、天皇の在位によつて年号を改める「一世一元
制」を法律によつて存続させることは、難しい
年数の数え方を制度上恒久化し、国民の日常生
活に不必要な不便を与える。

二、法制化は、天皇の地位を殊更に強化する意図
をもつて進められており、主権在民の憲法の精
神に反する疑いがある。

三、君主の在位による紀年法は、世界的にすたれ、
我が国にのみ通用するもので、特にこれを法律
によつて存続する理由はない。

第二五二三号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市幡町九六四 梶
山昇外四十二名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五二四号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都新宿区歌舞伎町二ノ一九ノ
一〇 岡田実外千二百五十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五二七号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県磐田郡豊田町豊田一〇二
新井和子外三十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五二八号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県伊東市岡一、二八四ノ四
六 大塚政治外四十名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五二七号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 長崎市日の出町一三ノ二八 左村
正子外百四十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五二八号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 山口市吉敷二、〇八二ノ六 藤田
武外百三十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五二九号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 山口市下小幡一、八一三 古屋広
輔外百九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三〇号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 秋田県河辺郡雄和町鹿野戸一七
堀井伸夫外百二十三名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三一号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 岐阜市加野一、三八八ノ二 堀田
よし子外百二十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三二号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 島根県松江市春日町七三ノ六 柴
田生子外百五十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三三号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 山口市大内矢田一六七 中西美智
子外百四十一名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三四号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 北海道函館市松川町三五ノ二 星
智子外百二名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三五号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 徳島市上吉野町二ノ一二 久米
賢一外百三十七名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三六号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

元号法案反対に関する請願
請願者 札幌市東区本町二ノ五 湯浅郁子
外百二十七名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三七号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 札幌市南区南三十六条西一〇丁
目 多賀彰外百十五名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三八号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 北海道旭川市春光台四七丁目
中岡サチ子外百五十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五三九号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 埼玉県新座市石神五ノ五ノ二九
貝瀬美外八十三名

紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五四〇号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 東京都品川区南品川五ノ一二ノ二
一 中村浩章外七十三名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五四一号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 長野県須坂市小山一、〇〇一ノ
五 小林真隆外千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五四二号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 滋賀県彦根市賀田山町八八一 長
崎弘法外百七十四名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二五四四号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村舟石川八一
二 武土猛夫外四十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五四五号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜名郡舞阪町浜田一九二
石山恒之外四十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五四六号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡市足久保口組三、二七六ノ一
五五 由比哲也外四十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五四七号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県磐田市国府台六〇ノ六 堀
内千代外九十八名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五四八号 昭和五十四年五月九日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県清水市辻二ノ六ノ二四 花田忠次外四十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五六号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県三島市東町六ノ二 小林侑子外百三十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五七〇号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県天竜市二俣町鹿島五二二ノ五九 松原光子外百二十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五七一号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県田方郡山田町四日町九〇六ノ一一 菊池吉之助外七十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二五九九号 昭和五十四年五月九日受理

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都江東区北砂四ノ三ノ一四 落合英一郎外二名

紹介議員 竹内 潔君

重度戦傷病者とその家族に対する傷病恩給等について、次の事項の実現を図りたい。

- 一、重度戦傷病者死亡後、複雑な介護に生涯をさげた家族に特別の考慮を払い、現在支給している増加恩給に準じた年金を支給すること。
- 二、重度戦傷病者は、複雑な介護を必要としているが、この介護は、長年家族の犠牲と使命感的

な献身によつてなされてきた。しかし、積年不断的の心身の疲労と生活の窮迫等のため、老衰、死亡あるいは病に臥す者が多くなり、その日に追われる傷病恩給では他に介護者を求め難いので、速やかに重度戦傷病者に介護料を支給すること。

三、重度戦傷病者の長年にわたる傷害と生活との苦闘は、想像もつかないさまじいものである。また、老齢化ははなはだしく余命幾許もない。稼働力減失・精神的・肉体的苦痛等の補償、その他からみて現在の傷病恩給は低額、不均衡であるから改善すること。

四、重度戦傷病者の特別項症の最高七割増までの制限を撤廃して、各症状等差の全額合算したものを支給するよう規程を是正すること。

第二六〇一号 昭和五十四年五月九日受理

旧満洲航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田三ノ八ノ一〇満航会内 和崎正一

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第三三九〇号と同じである。

第二六〇二号 昭和五十四年五月九日受理

旧満洲航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田三ノ八ノ一〇満航会内 新川吹雄

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第三三九〇号と同じである。

第二六〇七号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県掛川市南西郷六一九ノ二 佐々木和代外四十三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六〇八号 昭和五十四年五月九日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県下田市大賀茂一〇一ノ一 増田悦子外八十名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六三七号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県清水市船原二ノ三ノ一七 竹沢義子外百三十五名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六三八号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県島田市野田一、二四六ノ一 伊藤金雄外四十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六四五号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜北市八幡六九五ノ七 田部夫外五十五名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六四六号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都北区田端二ノ二ノ一 佐藤正一外二十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六五二号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市野口町三七二 中村和子外三十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六五五号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区足立一ノ八ノ一二 長山旭外二十七名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六五六号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜北市寺島一、四七三 神一美外三十四名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六五七号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市下池川町二二ノ一 三宮地義孝外八十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六五八号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県沼津市大塚三〇九 杉本修子外四十七名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六六〇号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区西原二ノ一六ノ九神

明荘内 山野豊喜外四十七名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六六号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町八二〇ノ

一 伊藤礼次外四十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六六号 昭和五十四年五月十日受理

元号(一世一元制)の立法化反対に関する請願(五通)

請願者 北海道富良野市瑞穂町二ノ四五

須賀賢外二百六十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二六七号 昭和五十四年五月十日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 東京都大田区北千束一ノ七ノ一

〇 小島ユキエ外二百三十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境三ノ二四ノ二

〇 吉田和也外三十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六七号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県伊東市東松原町七ノ一三

山田昭英外九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六七号 昭和五十四年五月十日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(二通)

請願者 東京都品川区荏原一ノ八ノ一〇

阿部省吾外三名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第二六七号 昭和五十四年五月十日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 岐阜県可児郡御嵩町中二、三九二

ノ一 安藤五郎

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第二六九号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区千早町一ノ二二

服部征雄外六十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六九号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都江東区越中島二ノ一一ノ

一 梅原勝広外二十七名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二六九号 昭和五十四年五月十日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 徳島市新浜町一ノ三ノ八〇 奥原

シズ子外五十四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七〇号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県島田市中心町二〇ノ一一

萩原勇外八十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七一〇号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県沼津市平町一七ノ一七 広

瀬あや子外四十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七一〇号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市相生町八八六 辻村

富美子外三十三名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七一二号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県駒形通六ノ二ノ二 杉山金

夫外三十六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七二二号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県藤枝市郡一ノ六ノ三二 白

井紀子外四十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七二七号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町五ノ七ノ

一〇ノ四〇六 青木唯昭外二十六

名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七三三号 昭和五十四年五月十一日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 福島県いわき市四倉町梅ヶ丘一

四 坂本タケ

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七三三号 昭和五十四年五月十一日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(二通)

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神稲一、四

七六 片桐キン外七十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七三五号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 茨城県真壁郡協和町小栗 日向野

健外二十六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七三六号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都国分寺市東戸倉一ノ二〇ノ

二八 前川貞典外三十四名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七三七号 昭和五十四年五月十一日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤が岡一ノ一ノ二

ノ二〇六 村本誠外十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七三八号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区東大泉町九七九ノ一
七 鈴木克幸外七十五名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七三九号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県袋井市上山梨九八〇ノ一
板倉武雄外五十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七四一号 昭和五十四年五月十一日受理
元号(一世一元制)の立法化反対に関する請願

請願者 北海道室蘭市小橋内町一ノ二〇ノ三
三 平山隆司外五百十二名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

第二七四二号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 静岡市井宮町二四四 丹島清外百四名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七四三号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県伊東市新井二ノ一九ノ四
大川洪外百四十名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七四四号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県下田市西中一四ノ一五 小泉浩外八十名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七五八号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市南伊場町五ノ三 小野隆久外四十九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七五九号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県清水市有東坂二ノ三五八ノ一
八 斉藤照子外百七十七名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七六〇号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県富士宮市大岩七三八ノ一
高野元成外七十名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七六一号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 茨城県取手市東一ノ七〇一九 笠川和夫外百九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七六二号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 岡山市一の宮五二七ノ一 馬場静人外百十四名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第二七六七号 昭和五十四年五月十一日受理
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 新潟市有楽二ノ八ノ一八 渡辺キヌ子外二百八十六名

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七六八号 昭和五十四年五月十一日受理
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市鳴尾町三ノ三ノ七
大久保徳子外三百三十七名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七七三号 昭和五十四年五月十一日受理
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 埼玉県久喜市南四ノ一ノ三 田中ひさ子外二百三十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七七七号 昭和五十四年五月十一日受理
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 名古屋市港区惟信町四ノ一五ノ二
高橋多津子外千九百九十九名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

第二七七八号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 川崎市中原区新城九三 山本多計志外九十名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七七九号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 静岡県磐田郡浅羽町浅名五八五ノ一
樽松憲男外百一名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二七八〇号 昭和五十四年五月十一日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 静岡県島田市稲荷四ノ一〇ノ二ノ二
増田正敏外百二十四名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八一一号 昭和五十四年五月十二日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県所沢市東住吉七ノ二〇 山口一彦外百六十一名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八一二号 昭和五十四年五月十二日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県伊東市和田二ノ四ノ五三
川村正次外四十名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八一三号 昭和五十四年五月十二日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県清水市下野五一ノ二 鈴木敏治外二十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八一四号 昭和五十四年五月十二日受理
元号法案反対に関する請願(四通)

請願者 埼玉県与野市上峰五二〇 榎本健外百八十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八二四号 昭和五十四年五月十二日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田郡浅羽町浅名五八五ノ一
樽松憲男外百一名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八二五号 昭和五十四年五月十二日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田郡浅羽町浅名五八五ノ一
樽松憲男外百一名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

元号(一世一元制)の立法化反対に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡二ノ四 三浦綾子外五百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

第二八二八号 昭和五十四年五月十二日受理

公共企業体職員等の共済年金制度の改悪阻止に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、〇八三橋ビル内全国鉄動力車労働組合連合会中央執行委員長 遠藤泰三外五千二百五十五名

紹介議員 山中 郁子君

一、年金の支給開始年齢の引上げは、雇用保障、既得権の保障、経過措置の確立、特殊な職種の特別措置、国庫負担の見直しなど関連する条件が整備されない限り反対である。

二、長期掛金(年金財源)の上限率を設定すること。

三、国鉄など財政事情の悪化している共済組合には、特別な財政措置を講ずること。

四、遺族年金は退職年金の八十パーセントとし、最低保障額は当面八万円に、扶養加給、寡婦加算額を引き上げること。

五、すべての年金は非課税とすること。

六、すべての年金制度を「生活できる年金」とするために改善を図ること。

理由

政府は、共済年金の支給開始年齢を現行の五十五歳から六十歳に延長する公企体共済改正法を今国会に提出している。この法改正は、(一)国民の生命、財産の輸送に日夜をわがたず従事し、長時間、不規則、深夜の緊張した労働を余儀なくされている国鉄労働者の労働と職場の実態を全く無視したものと言わざるを得ない。(二)今日でも退職勧奨年齢は満五十八歳にとどまり、しかも大半が五十五歳で退職するという現状のもとでは、六十歳への延長はその間のギャップをますます拡大することになる。

(国鉄共済をはじめ国家公務員現業部門及び地方自治体共済の財政破綻の原因が、恩給公務員期間やベ・アによる必要な財政措置を放置し、政府がその責任を放棄してきたことにあるにもかかわらず、自らの責任を果たさず、しかも国庫負担の増額や補助などを一切抜きに支給開始年齢のみを延長しようとしている。このことは政府の責任を回避し我々に犠牲と負担だけを押し付けようとするものにほかならない。

第二八三三三号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 名古屋市中区和区天神町二ノ二六 野田艶子外八百八十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八三三三号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 千葉原松戸市五香六実五四五ノ一ノ七〇二 萩原幸夫外二百二十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三三三号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県三島市広小路町六ノ六 平野房江外六十三名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三三三号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県浜松市和地町一、六〇三 江間敏夫外百六十六名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三三三号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県浜松市高丘町一三〇 祝田久仁一外九十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三五五号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市高丘町一三〇 祝田久仁一外九十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三六六号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(二通)

請願者 静岡県清水市八木間町四四一ノ三 青木清外九十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三七七号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県浜松市南伊場町一〇ノ一 脇田時夫外四十四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八三八八号 昭和五十四年五月十二日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 東京都北区堀船一ノ一七ノ五 天日赤救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都北区堀船一ノ一七ノ五 天安敏外千四百十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二八六七七号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢一ノ三ノ一〇 風谷正外百四十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八六八八号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(五通)

請願者 静岡県浅間町一ノ八 小池和廣外百十二名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八六九六号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県浜松市米津町二、一二九ノ二 田辺聖太郎外八十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八七〇〇号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市神ヶ谷町四、三〇 井島悦次外百八十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八八五五号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 高知県吾川郡春野町弘園下二、三八三 門脇菊枝外二十六名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八八六六号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 山形県東根市東根甲四、三二二 門脇啓

紹介議員 安孫子康吉君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第二八八七七号 昭和五十四年五月十四日受理

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 広島県豊田郡豊町御手洗一五三ノ一 有馬忠

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第二八八号 昭和五十四年五月十四日受理

重慶戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町 洲崎法一外一名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第二八九六号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(七通)

請願者 東京都葛飾区西新小岩五ノ七ノ一 六 平松治夫外二百三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二八九七号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県沼津市米山町二ノ七 水谷和弘外五十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九〇六号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(八通)

請願者 静岡県周知郡森町西幸町一三〇ノ五八 山田伝三郎外三百七十六名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九〇七号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都品川区二葉三ノ六ノ一 本間公明外六十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九一六号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県幸庵新田五ノ五 吉川保之助外百四十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九一七号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 栃木県小山市羽川七七ノ二五 青木忠三外百六十五名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九一八号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝新町九ノ三五 岩谷正利外二十一名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九三〇号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 千葉県柏市東中宿三ノ三ノ一 五 増田頼男外七十七名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九三一号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 静岡県賀茂郡松崎町峰輪六一 松本晴夫外百七十名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九三二号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜名郡可美村若林一、五八 三ノ一 岡本孝外百六十名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九三三号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 千葉県松戸市千駄堀八六〇 滝沢晴美外六十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九三四号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県駿東郡長泉町下土狩八八八ノ一六 渡辺孝行外九十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九三九号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜北市高畑一三〇 中尾保外百六十三名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九四〇号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜松市入野町八、八四二ノ三 渥美利外九十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九四一号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県島田市旭二ノ一三ノ二七 松田茂夫外二百三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九四二号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県富士見市羽沢一ノ二八ノ二

五 石川敏夫外五十七名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九四三号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(七通)

請願者 東京都渋谷区本町三ノ三五ノ二 中川秋男外二百五十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九四四号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三一ノ三 平田恒夫外二百一名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八〇号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県富士市横割二ノ七ノ一二 高橋照夫外二百七十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八一号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 愛媛県松山市美沢二ノ七ノ六 上甲邦雄外八十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八二号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(五通)

請願者 埼玉県春日部市大枝九四二 橋本和夫外二百三十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八三号 昭和五十四年五月十四日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜北市上島二、三四五ノ三

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八四号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市米本一三、五九四

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八五号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 茨城県土浦市乙戸町六九八 下村

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二九八六号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市小針領家五九二ノ

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇〇九号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 茨城県取手市井野団地三ノ一二ノ

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇一〇号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(四通)

請願者 静岡県伊東市宇佐美二、〇一七ノ

一 佐藤利明外百四十四名
紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇一一号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県駿東郡小山町一色一、七六

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇一二号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市南伊場町一〇ノ一

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇一三号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(七通)

請願者 栃木県小山市神島谷四四七ノ三

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇二〇号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(四通)

請願者 東京都町田市鶴間一ノ一二二

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇二二号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(四通)

請願者 栃木県今市市春日町二ノ五七四

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二二号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市花園町四九ノ五

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二三号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市豊富町重国一、四七

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二四号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 宮崎県都城町菓子野町一、六二

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二五号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(五通)

請願者 東京都新宿区赤城下町二 石垣京

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二六号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 埼玉県東松山市岩殿三六二 高橋

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二七号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町長尾 中島

紹介議員 幸一 福岡日出廣君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二八号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 群馬県勢多郡宮城村大前田一、二

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三〇二九号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願(四通)

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ二二ノ

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇三五号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県鎌田三一九 石垣和彦外二

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇三六号 昭和五十四年五月十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区宇喜田町六三〇ノ

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇五七号 昭和五十四年五月十四日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 宮城県岩沼市中央四ノ二ノ七 三
浦孝昭外八十五名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三〇七一号 昭和五十四年五月十四日受理
元号法案反対に関する請願(二通)
請願者 埼玉県春日部市備後一、八七八ノ
五 増田国政外百八名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三〇七二号 昭和五十四年五月十四日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区下倉田六一五ノ六ノ
一〇六 明田直幸外六百六十八名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三〇七三号 昭和五十四年五月十四日受理
元号法案反対に関する請願(二通)
請願者 静岡県浜松市小沢渡町一、四〇
九 岡本和夫外七十八名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第六号中正誤

ベシ 段 行 誤
正
五 三 六 考える 変える

第七号中正誤

ベシ 段 行 誤
正
二 二 六 西歴 西暦

二 三 終わり
九八 出か迎え 出迎え